

平成21年第2回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成21年6月1日（月曜日） 午前 9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 報告第 1号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告について
- 第 7 報告第 2号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告について
- 第 8 報告第 3号 平成20年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 9 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(平成20年度中頓別町一般会計補正予算3月31日専決)
- 第10 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(医療機器購入契約の締結について3月25日専決)
- 第11 請願第 1号 北海道の広域性・自然条件に見合ったへき地級地見直し・運用を求める請願
- 第12 請願第 2号 宗谷の実情に見合ったへき地学校の級別指定基準の改善を求める請願
- 第13 議案第 3号 中頓別町環境基本条例の制定について
(いきいきふるさと常任委員会委員長報告)
- 第14 一般質問
- 第15 議案第 1号 平成21年度中頓別町一般会計補正予算
- 第16 議案第 2号 平成21年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 第17 発議第 1号 北海道の広域性・自然条件に見合ったへき地級地見直し・運用を求める要望意見書（案）
- 第18 発議第 2号 宗谷の実情に見合ったへき地学校の指定基準の改善を求める要望意見書（案）
- 第19 閉会中の継続調査について

○出席議員（8名）

- | | |
|--------------|-------------|
| 1番 西原 央 騎 君 | 2番 本多 夕紀江 君 |
| 3番 東海林 繁 幸 君 | 4番 村山 義明 君 |

5番 星川三喜男君
7番 藤田首健君

6番 柳澤雅宏君
8番 石神忠信君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野邑智雄君
教育長	米屋彰一君
総務課長	遠藤義一君
総務課参事	石川篤君
総務課主幹	神成和弘君
まちづくり 推進課長	小林生吉君
産業建設課長	奥村文男君
産業建設課参事	中原直樹君
保健福祉課長	竹内義博君
教育次長	柴田弘君
会計管理者	高井秀一君
国保病院事務長	青木彰君
南宗谷消防組合 中頓別支署長	吉田行博君
こども館館長	平中静江君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	和田行雄君
議会事務局書記	田辺めぐみ君

◎開会の宣告

○議長（石神忠信君） ただいまから平成21年第2回中頓別町議会定例会を開会いたします。

（午前 9時30分）

◎開議の宣告

○議長（石神忠信君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付した議事日程第1号のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（石神忠信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第118条の規定により、議長において5番、星川さん、6番、柳澤さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（石神忠信君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員会長の報告を求めます。

星川さん。

○議会運営委員長（星川三喜男君） おはようございました。議会運営委員会報告をいたします。

平成21年第2回中頓別町議会定例会の運営に関し、4月30日、5月11日、5月19日及び5月27日に議会運営委員会を開催しましたので、その内容を報告いたします。

1、会期について、本定例会の会期は本日6月1日から6月2日までの2日間とする。なお、会議に付された事件がすべて終了した場合、会議規則第7条の規定により、会期を残し閉会する。

2、本日の議事日程については、日程第1号のとおりである。

3、一般質問について、通告期限内に通告した者は6議員である。質問内容の一部重複が見られるので、後に質問する議員はみずからの判断により答弁の重複を来さないよう十分注意されたい。

4、町側から提案された承認2件、議案2件は、いずれも本会議で審議する。

5、郵送による陳情の取り扱いについて、所得税法第56条の廃止を求める意見書採択についての陳情、原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書についての再度の陳情は、全議員に写しを配付し、意見書発議を募ったが、議長預かりとなった。

6、請願の取り扱いについて、請願第1号 北海道の広域性・自然条件に見合ったへき地級地見直し・運用を求める請願、請願第2号 宗谷の実情に見合ったへき地学校の級別指定基準の改善を求める請願は、請願趣旨が簡易明瞭であるものと判断し、委員会付託を

省略して本会議で審議する。

7、意見書の取り扱いについて、今定例会に発議された意見書案は、いずれも委員会付託を省略し、本会議で審議する。

8、専決処分について、本定例会には専決処分の承認を求める議案2件が提出されているが、いずれも3月中の処分であり、その後の臨時会での報告がなされていなかったものである。専決処分については、地方自治法第179条第1項の改正により適用要件が厳格化され、安易に多用すべきものでないことに加え、同条第3項では処分を行った場合、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならないと規定されている。町側においては、本件が地方自治法第179条第3項に違反していることを認識され、今後このような事態を招かないよう再発防止の仕組みの確立と適正化に努められたい。なお、専決処分の適正化については、本日付をもって町長あてに文書で申し入れたことを報告いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（石神忠信君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長報告のとおり、本日6月1日から2日までの2日間としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日6月1日から2日までの2日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（石神忠信君） 日程第4、諸般の報告を行います。

私からの報告事項につきましては、議長一般報告、例月出納検査報告など、お手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

閉会中の請願の取り扱い状況は、議会運営委員会報告のとおりです。

常任委員会所管事務調査報告につきましては、常任委員長からいたさせます。

柳澤さん。

○いきいきふるさと常任委員長（柳澤雅宏君） おはようございます。今回は、ふるさと雇用再生特別対策事業、緊急雇用創出事業について、こども館の運営について、それから国保病院の運営について、3点についてご報告させていただきます。

それでは、まずふるさと雇用再生特別対策事業、緊急雇用創出事業からご報告させていただきます。

平成21年6月1日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、柳澤雅宏。

所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事務調査を実施したので、その結果を次のとおり報告します。

調査事項、ふるさと雇用再生特別対策事業・緊急雇用創出事業、所管事務のうち緊急を要する事項として調査いたしました。

調査の方法、資料による検討と説明聴取。

調査の期間、平成21年4月30日。

場所は、議場でございます。

調査の結果、本委員会は、本町が実施する国のふるさと雇用再生特別対策事業・緊急雇用創出事業について担当者から事情説明を聴取した結果、次のとおり意見の集約をみた。

【意見】

ふるさと雇用再生特別対策事業のうち、「なかなかとんべつ・森の癒しとヘルスツーリズムプロジェクト推進体制整備事業」について、森林療法活動地域医療に影響を及ぼさないよう、事業委託先（NPO法人中頓別森林療法研究会）の事務局体制の充実を図り、同法人の代表者である国保病院長の負担を軽減すべきである。また、3年の雇用創出期間を過ぎた場合、事業が立ち消えてしまう可能性がある。その後の雇用を継続するためには収益が生まれる事業展開が必要であり、町は総合計画に位置づけるなど長期的展望を示すべきである。地域資源を生かした社会的起業家（ソーシャルファーム）創出事業についても同様である。

続きまして、こども館の運営についてご報告申し上げます。

調査の方法、資料による検討と説明聴取。

調査の期間、平成21年5月11日。

場所、議場。

調査の結果、本委員会は、こども館から提出された「コスト算出表」に基づき、担当者から事情説明を聴取した結果、次のとおり意見の集約をみた。

【意見】

「平成21年度こども館運営コスト算出表」（見込み額）によると、同館の運営状況はおおよそ2,300万円の超過負担（赤字）となる見込みであるが、前年度に比べ収支は約1千万円近く改善される見通しである。これは、長時間利用児に係る保育料を今年度から大幅に引下げたことにより短時間利用児等の保育所入所（移動）が誘発され、交付税の大幅増に直結したことが大きな要因である。こども館には年度当初で9名の短時間利用児（幼児クラブ）がおり、町内には市街地から離れた送迎が必要な地域にいる保育対象者も確認されており、これらの保護者に保育所への入所勧誘を図るとともに、引き続き国等に対して保育所型認定こども園への交付税措置の充実も要望すべきである。

続きまして、国保病院の運営について（公立病院改革プラン）についてご報告申し上げます。

ます。

調査の方法、資料による検討と説明聴取。

調査の期間、平成21年5月27日。

場所、議場。

調査の結果、本委員会は、国が示した「公立病院改革ガイドライン」（平成19年12月24日付け総務省自治財政局長通知）により作成された『中頓別町国民健康保険病院改革プラン』（以下、「改革プラン」という。）について担当者から事情説明を聴取した結果、次のとおり意見の集約をみた。

【意見】

改革プランでは、現行の病院規模・形態（病床数50、内科・外科）を当面見直すことなく平成23年度までの収支計画が立てられており、一般会計等からの繰入金は減少していく見通しであることから今後の運営に期待したい。また、改革プランの点検・評価の方法に触れ、「保健・医療・福祉」を包括的に検討する組織をできるだけ早く立ち上げ、年度末に点検・評価を実施すると記されている。質疑の結果、保健・医療・福祉の連携協議が遅れていることから早急に取り組むよう求める。

以上、報告を終わります。

○議長（石神忠信君） これで諸般の報告は終わります。

◎行政報告

○議長（石神忠信君） 日程第5、行政報告を行います。

町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（野邑智雄君） おはようございます。第2回中頓別町議会定例会を招集いたしましたところ、それぞれ議員の皆さん方には大変お忙しいところ全員のご出席をいただきましたことに、まず初めにお礼を申し上げたいと思います。

それでは、私から町長の一般行政報告をさせていただきますと思います。なお、4月14日から5月31日までの一般行政報告につきましては印刷物でご承知をいただいて、2点報告をさせていただきますと思います。

まず、1点目は、中頓別町コントラクター利用組合の設立についてであります。中頓別町中山間地域等直接支払制度推進協議会において、農業生産活動の向上を図るための事業として計画をしておりました農業支援組織である「中頓別町コントラクター利用組合」の設立総会が5月15日に開催され、15名の組合員のもと安達正雄組合長が選出され、承認をされました。このことにより、粗飼料の収穫作業を外部に委託することが可能となり、労働力の軽減と農作業の効率化が図られることになりました。

2点目でありますけれども、道北ドクターヘリ運航についてであります。4月21日、「道北ドクターヘリ運航に係る関係市町村説明会」が開催され、最終的に道北3管内（離

島含む)・北空知・紋別地区の56市町村が運航圏となり、次のことが確認されました。1点目は、道北ドクターヘリの事業主体(基地病院)は旭川赤十字病院に決定をいたしました。2点目の格納庫・給油施設建設用地は、旭川医科大学の敷地内に決定をいたしました。また、運航は、10月より運航されることになりました。4点目の格納庫等の初期投資は、中頓別町で10万7,000円に決定をいたしております。次に、運航後のランニングコストについては、市町村の負担がなくなりまして、赤字が出た場合については旭川赤十字病院等が負担をすると、このような結果になりましたことを皆さん方にご報告をして、ご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長(石神忠信君) これで行政報告は終了いたしました。

◎報告第1号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第6、報告第1号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

町長。

○町長(野呂智雄君) 報告第1号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告について、小林課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(石神忠信君) 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(小林生吉君) 報告第1号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、中頓別観光開発株式会社の経営状況を別紙のとおり報告いたします。

詳細につきましては、議案のほうでご確認いただければと思っておりますけれども、かいつまんで内容の説明をさせていただきたいと思っております。平成20年度につきましては、100年に1度と言われる景気の後退と経済危機というものから、本町の観光関係におきましても宿泊者数、観光入り込み数が大変落ち込んでおりまして、その結果温泉の収支におきましても大幅な減収となっております。

報告書の7ページに損益計算書がございます。純売上高が4,880万6,000円、これに対して売り上げ原価911万6,000円、販売費及び一般管理費3,977万6,000円、差し引きいたしまして当期の純損失として10万4,180円という結果となっております。詳細につきましては、11ページに前期との比較損益計算書がございます。この中で、今申し上げました純売上高につきましては、前期比886万1,000円の減というふうになっております。入館、食堂、会食、いずれも大幅な減収となっております。この中で、特に町からの業務の受託収入の部分でありますけれども、前期収益が好調だったということから800万ということでありまして、もともと900万という想定でありま

したけれども、この分を当期のほうに繰り越して、1,000万ということで200万ほど前期より上回っておりますので、実質的には1,000万超の売上高の減少に至っているということでもあります。これに対しまして、売り上げ原価について、あるいは一般管理費について抑制を図った上で収支のバランスをとっているところでもありますけれども、特に後段のほうにつけております原価計算書のほうで見ていただければと思いますけれども、食材、飲料、商品、それぞれの原価率を大幅に引き下げておまして、総原価率も前期33.9%だったのに対して当期は30.1%というふうに3.8%引き下げるといようなことで経営努力をしております。あわせて、販売費、一般管理費におきましても総額で332万2,000円、7.7%減少すると、抑えるというような形で、先ほど申し上げましたような当期の純損失10万4,000円ということで抑えているところでもあります。ただ、先ほど申し上げましたように、これにつきましては前期の900万のうち100万円を当期に繰り越したというところを含めての話でありますので、単純にその分がなければもう少し損失が大きくなる形にならざるを得なかったかというようなところでもあります。

それで、6ページ、貸借対照表でありますけれども、その前に、純資産の部分で、9ページにありますように当期の純損益分10万4,000円が減少しておりますけれども、前期110万円ほど剰余金があったということでありまして、なお1,100万ほどの残高を純資産として持っているところでもあります。その上で、資産の部、負債の部、それぞれ1,465万8,000円ということでバランスをとっているものであります。

以上、簡単でありますけれども、観光開発株式会社の経営状況の報告にかえさせていただきます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、これにて本件は報告済みといたします。

◎報告第2号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第7、報告第2号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 報告第2号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告について、遠藤総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 報告第2号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、有限会社中頓別振興公社の経営状況を別紙のとおり報告する。

同公社の定期株主総会は5月26日、役場会議室で開催され、平成20年度の各事業の総括事業報告、貸借対照表、利益剰余金処分案を武田代表取締役から報告され、原案どおり承認されたところであります。平成20年度の会計監査報告もあわせて承認されております。また、平成21年度事業予算の設定についても原案どおり決定されました。

それでは、平成20年度決算内容を総合損益明細書で説明させていただきたいと思っております。8ページをごらんいただきたいと思っております。レク施設では、寿公園とスキー場の収入で指定管理料、パークゴルフ場の利用料、テニスコート利用料、リフト収入、雑収入合わせて2,266万7,071円となったところであります。これに対し、支出は役員報酬や給料、手当、賃金などのほか修繕費や燃料費、資材費など合わせて1,991万4,841円の決算で、事業利益が275万2,230円となったところであります。

廃棄物処理施設では、委託料収入3,084万9,000円のほか雑収入、廃家電の処理料でありますが、7万1,820円、合わせて3,092万820円の収入に対し、支出は職員給与等々の支出で合わせて3,920万820円の決算となり、収支差し引きゼロという形であります。

鍾乳洞施設は、指定管理料、雑収入合わせて368万7,134円で、支出は賃金及び電気料等々の合わせて318万6,683円の決算になり、事業利益が50万451円となったところであります。

天北厚生園の委託事業であります給食事業は、委託料収入4,827万3,275円の収入になっておりますが、24万7,275円は自活利用者分の追加となったものであります。支出は、職員給与、手当等のほか食材費、消耗品などの経費で合わせて収入と同額の4,827万3,275円の決算となりました。

食堂は、同公社の自主事業で、スキー場ロッジでの飲食、ラーメン等の販売売り上げと公園遊具の収入、ゴルフ場の練習場コインの売り上げで合わせて229万830円の収入に対しまして、支出は賃金や商品仕入れ等の経費合わせて190万8,687円で、事業収益が38万2,143円となったところであります。

清掃委託事業は、病院、小頓別小中学校、厚生園車両運行、施設維持の清掃等の業務で、収入は委託料として986万3,000円、これに対し支出は職員の給与、手当、賃金のほか事務費等の経費で収入額と同額の決算となったところであります。

この結果、全体では営業収益が1億1,770万2,130円に対し、事業費が1億1,406万7,306円で、営業利益は363万4,824円となりました。営業外収益が3万7,715円であり、税引き前の当期利益が367万2,539円となったところであります。これから法人税、法人道民税及び事業税122万1,539円を引いた差し引き当期利益は245万1,000円となったものです。

当公社は、平成18年度よりレク施設の指定管理者として施設の管理代行を行ってきて

おりますが、レク施設利用者の減少により各施設使用料収入が減額決算となっております。その分を各事業運営総体による人員の配置調整や事業運営の見直しにより、単年度経営黒字を確保してきたところであります。今後自主事業の積極的展開、使用料収入の確実な確保やさらなる増収を図ることにより経営基盤の強化が求められていることを再認識し、役員一同経営努力に努めていきたいというところであります。

以上、振興公社の経営状況の報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みといたします。

◎報告第3号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第8、報告第3号 平成20年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 報告第3号 平成20年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 報告第3号 平成20年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越した平成20年度繰越明許費の計算書を同法施行令第146条第2項の規定によりこれを報告する。

2ページをごらんください。平成20年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書。2款総務費、1項総務管理費においては、こども館ふれあい公園整備事業ほか11事業、3款民生費、2項児童福祉費では子育て応援特別手当給付事業、10款教育費、3項中学校費では中頓別中学校体育館耐震診断事業、合わせて13事業で事業費の総額は1億5,024万8,000円で、翌年度繰越額は総額で1億4,439万1,000円となったところであります。

以上、説明とさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みといたします。

◎承認第1号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第9、承認第1号 専決処分の承認を求める件（平成20年度中頓別町一般会計補正予算3月31日専決）を議題とします。

提出者から説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度中頓別町一般会計補正予算3月31日専決）につきましては、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分年月日、平成21年3月31日。

平成20年度中頓別町一般会計補正予算。

それでは、平成20年度中頓別町一般会計補正予算について説明をいたします。

1ページをごらんいただきたいと思います。第1条、繰越明許費の補正で、繰越明許費の変更は、「第1表繰越明許費補正」による。

2ページ、第1表、繰越明許費補正について説明いたします。2款総務費、1項総務管理費、事業名、医療機器購入事業、補正前3,800万1,000円、補正後3,849万2,000円、事業名、そうや自然学校宿泊研修施設整備事業、補正前2,500万円、補正後2,954万6,000円、事業名、廃プラスチック類分別処理施設整備事業、補正前1,380万、補正後924万、事業名、神崎牧場草地維持事業、補正前340万円、補正後326万9,000円、事業名、町有林枝打事業、補正前700万円、補正後664万7,000円となったところであります。

次に、事項別明細書、歳出、3ページでご説明いたします。2款総務費、1項16目地域活性化生活対策事業費で、補正額はありませので、既定額に変更はありません。13節委託料で56万5,000円の減額、15節工事請負費で524万円の追加、18節備品購入費では467万5,000円の減額補正となったところであります。

歳出合計は、既定額同様34億5,529万6,000円とするものです。

以上、説明とさせていただきますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 建前論からいうと説明というのは質問しなくてもわかるように説明するのが説明であるのだけれども、減額したとか増額したことはわかる。なぜという

ところが出てこないと基本的な説明ではないと私は思います。もう少し丁寧にしていただけますか。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 今回の繰越明許の関係の補正に関しましては、それぞれ事業の関係、入札等が終了して、それによる余剰分が出たもので、それを新たな事業のほうで使用することにしたために今回のこの変更をさせていただいたということでご理解をいただければというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 物品購入等について見積もり以下であったということはわかるのですが、例えばそうや自然学校の研修宿泊施設事業が設計どおりで予算化したものが設計変更があって増額した、これはわかるのです。その辺の理由がきちんととれないと、これは説明になりませんから、重ねてお願いします。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） そうや自然学校宿泊研修施設に関する部分に関しましては、繰越明許費にしておりますので、これについての最終的な入札というか、それはまだ行われておりません。実際に1億数千万の地域活性化資金をそれぞれの事業に割り振りして使うことにしておりましたけれども、年度内の事業費総体を動かすことについて、トータルとしてそうや自然学校宿泊施設の整備設計委託料に含めている形にしておりますので、実際に最終的にここまでの事業費になるかということは今後のことにつながってくると思います。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより承認第1号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分の承認を求める件（平成20年度中頓別町一般会計補正予算3月31日専決）は承認することに決定しました。

◎承認第2号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第10、承認第2号 専決処分の承認を求める件（医療機器購入契約の締結について3月25日専決）を議題とします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時50分

○議長（石神忠信君） 休憩を解いて会議を続けます。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（医療機器購入契約の締結について3月25日専決）、病院事務長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 青木国保病院事務長。

○国保病院事務長（青木 彰君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

医療機器購入契約の締結について。

平成21年3月25日になっているのですが、見積もり合わせ自体は24日ですので、24日に訂正をしていただきたいと思います。24日、見積もり合わせに付した医療機器購入について、下記のとおり売買契約を締結するため地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によって議会の議決を求める。

記、1、契約の目的、医療機器購入事業。

2、契約の方法、見積もり合わせによる随意契約。

3、契約金額、3,787万8,750円。

契約の相手方、旭川市2条通り9丁目228番地、株式会社日立メディコ旭川営業所所長、中村元信。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） ただいま出されました専決処分なのですが、先ほど承認第1号に関しては、当初町が考えられたのが本来の筋なのかなと。景気対策ということで、窓口は道でしたけれども、国と考え方が違ったと。私としては、国の考え方のほうが間違

っているのではないかという認識を持っております。ということで、承認第1号に関してはいたし方ないのかなというふうには思いました。

承認第2号に関しては、職員の初歩的過ぎるミスであると。行政に関して携わっているプロであるわけですから、余りにも初歩的なミスで、これをいたし方ないということになると、我々議会としては何事があっても最後はいたし方ないでおさめてしまうということになってしまうのかなと。専決処分ということで議案としては出されましたけれども、私としては専決処分にはなじまない項目であろうというふうに思います。

よって、私の考えとしては、承認することはできないものというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 反対討論がありましたので、次に賛成の方の討論をお願いいたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） なければ、反対の方の討論をお願いします。

星川さん。

○5番（星川三喜男君） 私も、今柳澤さんが言われましたように、これは本当に初歩的なミスでありまして、まして今まで3月31日、4月14日と臨時会等々がありましたけれども、そのときに、3月31日もしくは4月14日にこの件について出すならいたし方ないということになりますけれども、プロの職員がこのような失態をするということは住民に対してでも不信感を抱くようなことでなかろうかと思ひまして、たびたびこういうことがありますと私たち議員としても何やっているのというような町民からの声も上がるだろうし、やはり非は非、是は是ということで、私もこの専決処分については認めることはできないということです。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 先ほど反対討論の後の賛成討論ということで言っておけばよかったのですけれども、改めて賛成討論いたします。

お二人の反対討論は、まことにご無理ごもつものなのです。ただ、言うなれば手続上の間違いであって、この機器購入というのがとても忙しい時期にやらなければならなかったという前提もありました。しかも、価格等々についても努力した跡もあるということも含め、現に執行している状況です。現にしていることを大きな間違いによってこういった問題を出したということは、非常に責任あることだろうと思います。ただ、これを否決して、だれが喜ぶのか知りませんが、だれも喜ばないということになれば、今後一切このような間違いのないことで重々謝罪もしております。町長からも聞いておりますから、これはこれ、思いとしては同じ、ある意味では議会軽視というよりも、むしろ無知という状況だったわけですから、それはプロとして問題あるといいながら、プロもちょっぴり間違いも出てくるということも含めて、この際はお認めいただいて、医者や患者にとっていい器械であるということはわかっていますので、私は目をつぶって賛成したいと思います。

○議長（石神忠信君） 賛成討論がありましたので、反対討論をお願いします。

藤田さん。

○7番（藤田首健君） 賛成討論ではなくて反対討論という形になろうかなというふうに思います。これは、はっきり白黒つけてしまえば、そういう形になります。それから、先ほど来いろいろと説明も聞いていますし、流れも聞いていますし、そういったものは理解できる。だけれども、それとこれとはまた、専決処分という行為そのものは行政側としてはやれる、あるいはまた今現在もう既に患者に使用して使っているというか、そういう形で進んでおります。そこら辺もすべてわかった上で、これは最終的にはその辺も百歩譲って承認しますと言ったほうがいいのか悪いのか、私も本当に悩むところなのですが、議会としてこれすんなりということには私はならないのではないかなというふうに思います。そういった意味で、今までの町長初め職員の方々のいろいろなお話は承っておりますし、わかりました。わかりましたが、この件に関してはそういう形で一応はっきりと言わなければならないということになれば、ちょっと承認はしかねると、こういう形で私の考えであります。

○議長（石神忠信君） ほかに賛成討論。

西原さん。

○1番（西原央騎君） いろんな事情はあるなと感じているのですが、丁寧な説明も受けました。あとは、もうあるものに対してこれからだめだと言っても、もうどうしようもない話かなと思いますので、今後のよい参考というか、これを踏んでさらに職業のプロとして、行政のプロとして仕事を全うしていただければと思いますので、私は賛成します。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 賛成の立場からの討論なのですが、大変初歩的なミスということも言われておまして、それはそのとおりのかもしれませんけれども、ミスということで先ほどからおわびもされていると。そうしたら、これを認めないということになった場合どうするのということになっても、住民の福祉というものがそれで向上するのかどうか考えたときに、住民の立場としては病院に今度いい器械が入るのだよねということで喜んでる人もたくさんいる。それが形式、手続上議会の議決を経たのかどうか、そういうことは余り住民としては意識せずに、いい器械が入るということを喜んでいきます。ここで否決して水を差すというようなことを私はしたくないなと思うのです。ミスはミスで、今後ないようにということによっておられますので、否決してもどうしようもないと思いますので、賛成いたします。

○議長（石神忠信君） 本多さんに申し上げますけれども、これは行政行為ですから、別に否決しても影響は全くありませんので、一応申し添えておきます。

ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） なければ、反対討論がありますので、起立採決によって行いたいと思います。

原案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石神忠信君) 起立多数です。

よって、本案は承認をされました。

◎請願第1号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第11、請願第1号 北海道の広域性・自然条件に見合ったへき地級地見直し・運用を求める請願の件を議題とします。

本件に関する議会運営委員長報告は、委員会付託を省略することになっております。

お諮りします。請願第1号について、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

それでは、本請願の紹介議員である村山さんから説明を求めます。

○4番(村山義明君) 請願第1号 北海道の広域性・自然条件に見合ったへき地級地見直し・運用を求める請願書。

請願団体、中頓別町字中頓別、中頓別町校長会会長、藤田功、中頓別町字中頓別、中頓別町教頭会会長、井村雅彦、中頓別町字中頓別、中頓別町PTA連合会会長、桑原政美、中頓別町字中頓別、中頓別町教育研究会会長、藤田功。

紹介議員、中頓別町議会議員、本多夕紀江、同じく、村山義明。

請願趣旨、請願事項について読み上げて、説明にかえさせていただきます。

請 願 趣 旨

今年3月、国の「へき地教育振興法施行規則(へき地級地基準)」の一部が改正されました。改正された国の「基準」は、北海道の持つ広域性や教育格差のない教育条件を全ての子どもに整備したいという私たちの切実な努力や取り組み願いが生かされないばかりか、この基準を北海道に機械的に適用するなら、大幅な級地ダウンを招き、現状の都市部との格差をいっそう拡大することが危惧される内容となっています。具体的には、

① 「3万人以上都市近郊減点」項目の設定。稚内を中心に大幅な減点。

② 付加点項目の「学用品購入地までの距離(10点)」「食料品または日用品購入地までの距離(10点)」の廃止と基準点新項目「スーパーマーケット(コンビニ含む)(7点)」への読み替による減点等です。

今後、道教育委員会・道人事委員会は、国の規則を基に北海道における規則の見直しが予定されております。

私たちは、道段階における「へき地基準」の運用、級地見直しにあたっては、北海道の特殊事情を十分踏まえ、国の規則を機械的にあてはめるのではなく、次の点を基本観点に

行われるべきと考えます。

- ① 過疎化の進行と共に、札幌圏を中心とする都市部とへき地の経済的・社会的・文化的諸条件の格差が拡大する中で、あくまでも教育の機会均等・教育格差の是正に資する。
- ② 他の府県にはない北海道の広域性（「県庁所在地（札幌）から395km」、「準ずる都市（旭川）から259kmの稚内」）とそこから生まれる諸条件の格差を是正する。
- ③ 他府県にはない厳しい自然条件と、そこに位置する最北端の離島がゆえの格差を是正する。

つきましては、以上の趣旨に基づき、貴議会が下記の要望事項を採択され、関係機関に要望されることを請願する次第です。

請 願 事 項

1. 道段階の規則改正・級地確定は、国の「へき地指定基準」を機械的に適用することなく、北海道のもつ広域性・厳しい自然条件を十分に踏まえ、運用していただきたい。とくに、
 - 1) 「3万人以上都市近郊減点」項目は、「県庁所在地又準ずる都市の中心までの距離」の加点域（120km）外の地域には適用しないなど、十分な運用を検討すること。
 - 2) 「不健康地」の上限を廃止し、区分項目毎の配点とするとともに、北海道特有の次の項目を「不健康地」の項目として独自に新設すること。
強風 ブリザード（臨休・緊急下校回数） 濃霧、塩害 流氷被害 体感温度
熊・鹿の野生動物の出没回数や被害 冬期間の道路面 凍結状況 低気温の日数
過疎地域
2. 基準点の「スーパーマーケット」は、制度の趣旨から学習に必要な十分な学用品、日常生活に必要な十分な生活用品が取り扱われていることを要件とすること。
3. 利尻・礼文の離島は、地理的条件から陸地との教育的格差は大きく、最低現状の級地を維持していただきたい。
4. 北海道教育委員会は、へき地級地の見直し・運用の要望を受け止め、最終級地確定までの行政課題や検討課題を各段階で明らかにすること。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより請願第1号 北海道の広域性・自然条件に見合ったへき地級地見直し・運用を求める請願を採決します。

本件は採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号 北海道の広域性・自然条件に見合ったへき地級地見直し・運用を求める請願は採択することに決しました。

◎請願第2号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第12、請願第2号 宗谷の実情に見合ったへき地学校の級別指定基準の改善を求める請願の件を議題とします。

本件に関する議会運営委員長報告は、委員会付託を省略することになっております。

お諮りします。請願第2号について、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、本請願の紹介議員である本多さんから説明を求めます。

○2番（本多夕紀江君） 請願第2号。

中頓別町議会議長、石神忠信様。

宗谷の実情に見合ったへき地学校の級別指定基準の改善を求める請願書。

請願団体、枝幸郡中頓別町字中頓別、宗谷教職員組合中頓別支部支部長、齊藤千智、枝幸郡中頓別町字中頓別998番地、北海道教職員組合宗谷支部中頓別支会支会長、山口雅司。

紹介議員、中頓別町議会議員、本多夕紀江、同じく、村山義明。

請願書を読み上げることによって、説明にかえさせていただきたいと思っております。

宗谷の実情に見合ったへき地学校の級別指定基準の改善を求める請願書

2009年3月にへき地指定基準の見直しのため「へき地教育振興法施行規則」が改正され、へき地教育振興法が謳う「教育の機会均等・教育水準の確保」は、北海道にゆだねられることになりました。

へき地教育振興法は、「教育の機会均等の趣旨に基き、へき地における教育の特殊事情にかんがみ、（中略）へき地における教育の水準の維持向上をはかる（後略）」を目的に、義務教育費国庫負担制度に基づく国の財源補助システムを定めた法律であり、地方自治体や児童生徒を通わす保護者への直接補助制度でもあります。具体的には、学校給食への補助、児童生徒への遠距離通学費に対する補助、児童生徒の保健管理費に対する補助、学校建築費補助、へき地に勤務する教職員の医療交通費補助、研修促進補助制度などの補助基準が詳しく定められています。

文部科学省が主張するように、へき地における文化的・社会的諸条件が年を経る中で一定の変化がみられることは確かです。しかし、実際は都市部と地方の格差は拡大しつつあ

るのが現状です。広大な地域を有する北海道で、地方の過疎化はいつそう進行し、子どもたちの教育に直接関わる文化施設や、高校・大学などの教育機関、教職員の研修施設などが札幌市に集中し、遠く離れた宗谷や、さらに海を隔てた離島との教育環境、社会的・文化的諸条件の格差は深刻です。しかし、現行のへき地指定基準は、こうした北海道の広域性をも背景にした格差の現状を正確に反映するものとはなっていません。

道教委は、2010年1月の改訂に向けた「へき地指定見直し」の作業を始めています。20年ぶりとなる基準改訂、それにもとづく7年ぶりの級地見直しは、基準がどう運用され、級地がどう見直しされるかにより、未曾有の経済不況と激しくなる貧困と格差の中で、これから10年・20年の間、子どもたちの教育条件を大きく左右することになります。

「平成21年度教育行政執行方針」で教育委員会が示している「中頓別町の豊かな自然や文化、地域の特色を活かした多様な学習機会の提供や町民のみなさんが生涯にわたって自らを高め、互いに学びあうことのできるよう必要な教育環境づくり」を進めるうえでも、実情に見合ったへき地指定基準の改善はいつそう重要であると考えます。

中頓別町、さらには宗谷の教育条件を守るために、都市とへき地の相対的な格差を反映したへき地基準となるよう要望します。つきましては以上の趣旨に基づき、貴議会が下記の項目を採択され、関係機関に要望されますことをお願いいたします。

請願事項

- ① 新基準に基づく級地指定見直しは、子どもたちの教育条件と直結することから、各学校のへき地性を十分考慮し、各教育委員会をはじめ教育関係者の意見を聞きながら、進めていただきたい。
- ② 級地指定見直しにより、子どもたちの教育条件が低下することがないように十分配慮していただきたい。
- ③ 離島については、その実情を十分把握し、すべて5級地もしくは現行級地が維持できるよう努力していただきたい。
- ④ 都市近郊の減点要素については、北海道の広域性を十分考慮して、札幌や旭川近郊と宗谷の学校との級地指定の矛盾が生まれないよう運用していただきたい。
- ⑤ 高度へき地（3級地以上）の学校に対する修学旅行補助が減額されている。未曾有の経済不況の中、へき地教育振興法に基づく補助制度の見直し・改善について北海道から国へ要望が出されるよう努力をしていただきたい。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより請願第2号 宗谷の実情に見合ったへき地学校の級別指定基準の改善を求める請願を採決します。

本件は採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 異議なしと認めます。

よって、請願第2号 宗谷の実情に見合ったへき地学校の級別指定基準の改善を求める請願は採択することに決しました。

◎議案第3号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第13、議案第3号 中頓別町環境基本条例の制定について(いきいきふるさと常任委員会委員長報告)を議題にします。

本件につきましていきいきふるさと常任委員長の報告を求めます。

柳澤さん。

○いきいきふるさと常任委員長(柳澤雅宏君) 平成21年6月1日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、柳澤雅宏。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

事件番号1、議案第3号 中頓別町環境基本条例の制定について(平成20年12月15日第4回中頓別町議会定例会付託事件)、審査の結果、別紙のとおり修正議決すべきものと決定いたしました。

それでは、修正についてご報告申し上げます。議案第3号 中頓別町環境基本条例に対する修正案。

議案第3号 中頓別町環境基本条例(平成20年第4回定例会付託事件)の一部を次のとおり修正する。

前文を次のように改める。

私たちのふるさと中頓別は、敏音知(ピンネシリ)岳を中央に天塩山地と北見山地に囲まれています。

町の木・アカエゾマツの繁る森からしみ出た一滴の水は、幾筋もの清流に姿を変え、やがて母なる頓別川となって大地を潤しています。

この森と川の恵みは、生命(いのち)の揺りかごとになってサクラマスやヤマベ、カワシンジュガイに象徴される多種多様な生態系をつくりあげるとともに、美しき四季の変化を演出し、活力ある農林業と人々の健やかな暮らしをささえています。

しかし、ゆきすぎた資源・エネルギーの消費と日々生み出される膨大な廃棄物は、環境の持つ復元力を超え、私たちの生存を脅かし、こどもたちの未来にまで大きな負の遺産を残そうとしています。

いまこそ、先人たちの英知に学びながら、生きとし生けるものが共生できる持続可能な

循環型社会を実現するための行動が求められています。

私たちは、快適で良好な環境を享受する権利（環境権）を有するとともに、恵まれた自然をより豊かなものとして次の世代に手渡す責任と義務をあわせ持っています。

町民一人ひとりが、全ての生物のよりどころである地球の生態系の一員として、かけがえない環境の保全と創造に積極的に取り組むため、この条例を制定します。

附則中「この条例は、平成21年4月1日から施行する」を「この条例は、公布の日から施行する」に改めます。

それで、これに対する附帯決議があります。読み上げていきたいと思えます。

中頓別町環境基本条例案に対する附帯決議。

本委員会では、平成20年第4回定例会に提案された「議案第3号 中頓別町環境基本条例」について、二会期をまたぎ慎重に審査を進めた結果、これまでの議会（委員会）の意向が取り入れられていないことから、前文を含む条例全体に渡って修正の必要性を認めるところである。

とくに前文の修正については、「中頓別町環境基本条例検討懇話会」（西浦岩雄座長）が答申した珠玉の言葉を極力生かしつつ、環境基本条例の必要性とその基層となる考え方を謳い、条例の名宛人となる大人をはじめ、青年期の若者たちにも読み解けるよう工夫を重ねたつもりである。

原案が強調するように、こどもたちに向けては、今後の環境教育の中で条例の真意をわかりやすく伝えていく必要性を本委員会としても痛感するものである。

生物多様性基本法をはじめ、環境審議会の設置など、とくに重要な要素は環境基本条例のスタート時から盛り込まれるべきではあるが、条例を執行する長側の都合等を考慮し、今回は前文及び附則の修正にとどめることとしたい。

長側においては、これまでの委員会での審査結果に応え、その意向を十分に尊重した条例本文の改正案を返球するよう願うものである。

以上決議する。

平成21年5月27日、いきいきふるさと常任委員会。

別紙に付託審査の経過、それから常任委員会でまとめた環境基本条例の全文の修正案、それから原案と修正案の条例対照表を添付してありますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、報告申し上げます。

長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

本件に対する委員長報告は修正です。

議案第3号について修正案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

続きまして、修正部分を除く原案について採決します。

議案第3号について修正部分を除き、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで議場の時計で11時40分まで暫時休憩にいたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時40分

○議長(石神忠信君) 全員そろいましたので、会議を再開いたします。

◎一般質問

○議長(石神忠信君) 日程第14、一般質問を行います。

本定例会では6名の議員から一般質問の通告がありました。

順番に発言を許します。

受け付け番号1番、議席番号7番、藤田さん。

○7番(藤田首健君) 今回の一般質問については、1点に絞って質問したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の使い道は財政再建にということで質問します。本町は、財政健全化法により平成20年度決算において破綻一步手前の早期健全化団体となるのは必至の情勢です。本町に限らず、多くの自治体で起きている財政危機の主要な原因は、第1に90年代に政府主導で進めた経済対策による公共事業の地方債償還が重くのしかかっていること、第2は三位一体の改革により国の財政再建を優先させて交付税を初めとした財源を削減したことが大きいとっております。政府与党は、100年に1度の未曾有の経済危機と認識し、昨年度から大型補正予算により景気対策を進めていますが、今年度においても間もなく補正予算が成立し、経済危機対策の一環として総額1兆円にも上る地域活性化・経済危機対策臨時交付金が創設され、試算額として本町には1億7,000万円が配分されると伺っております。この使途については、内需拡大を意識して地球温暖化や少子高齢化社会への対応、救急、救助体制の整備など、安全、安心対策等の事業例が示されておりますが、本町では極力当初予算を増額することなく、既存事業に

財源を振りかえ、一年でも早い早期健全化団体からの脱却、公債費負担適正化計画期間の短縮につながるような方針を持つべきと考えますが、町長の所信を伺います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 藤田議員さんの地域活性化・経済危機対策臨時交付金の使い道は財政再建にということで質問があることについてお答えをいたします。

藤田議員さんも知っているとおおり、この交付金の目的は経済危機対策として講ずる景気対策に対して自治体の負担を軽減するためのものであり、本町としても基本的にはこのような趣旨を踏まえつつ、かつ安易な公共事業等を行い、結果として将来の負担が増加することがないように配慮しながら、必要不可欠な社会資本整備の前倒し等の事業に交付金を活用して地域活性化や財政健全化に貢献をさせたい、このように考えているところでございます。

○議長（石神忠信君） 藤田さん。

○7番（藤田首健君） ただいま基本的にはこのような趣旨を踏まえつつ、かつ安易な公共事業を行わない。結果として将来の負担が増加することがないように配慮しながらというお答えがありました。半ば相反する2つの要請にどこかで折り合いをつけるというか、かなり苦しい答弁に聞こえるわけです。確かに経済危機対策として交付されるお金を公然と全額財政再建に回すと答弁することは、はばかれるのかなと思います。私は、経済対策、景気の浮揚策としてこの交付金を使う上で忘れてはならないのは総合計画だと思いません。現在の総合計画の実施計画に記載されている事業のうち、一、二年の短期のうちに予定されている事業に充当できるものがあるのではないかとこのように考えております。逆に申せば、今ある総合計画と連動して公債費負担適正化計画も策定されていると思いますので、短期的に見て現行の総合計画の範囲内の事業に交付金を充てて一刻も早く財政再建を図るべきと思いますが、いかがでしょうか。先ほどのご答弁で必要不可欠な社会資本整備の前倒し等の事業に交付金を活用しとありますが、具体的に総合計画の実施計画の上でどのような事業になるのかお聞きしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 基本的には、地方単独事業にあってはいつ以降の予算措置だとかと決められております。端的に言いますと、地方単独事業に使えるのは4月11日以降の補正予算に組んだものだとか、または地方公共団体の予算に計上されている事業には使えませんよと、いろんな制限があるわけでありましてけれども、特に国の補助事業に対する交付対象事業というものも今回の国の予算の中に補正予算で計上された事業だけにしか使えません。そういう部分での私どもの情報収集では、私どもの町で使えるような部分についてはほとんどないと、補助事業の裏として使える部分、起債を借り入れる予定をしている部分に対してこの交付金を使えるかといったら、ほとんどない、こう言ってもいいのではないかなと思います。そういう意味では、今私どもが組んでいる総合計画の中にある事業だとか、またはその計画にのっかっていない事業であっても、ここ数年以内に改修をした

りしなければならないようなものだとか、そういうものに使って行って、ここ数年の一般財源をいかにして減らしていくかと、こういうような趣旨で活用するということが今後検討される大きな方向性でないかなと、私はそう思うのです。そういう意味では、今当初予算に組んだようなものでこの交付金に振りかえるというものについてはほとんど考えられませんし、今後町として考えていく場合についてはそれぞれの所管から希望をとった中で、それが総合計画にのっかっているものを優先するだとか、または数年、ここ二、三年中にしなければならないように総合計画にのっかっていない単独事業等々についてこの交付金を活用すると、こういうような方向性を定める必要性があるのかなと、こういう認識を持っているところでございます。

○議長（石神忠信君） 藤田さん。

○7番（藤田首健君） そこら辺へいくと、具体的に検討していくということになると本当に難しいのかなというふうに思いますけれども、私が言いたいのは小規模自治体にとっては決して少額とは言えない額が昨年来経済危機対策と称して入ってきているわけなのですが、今後の景気の動向がどのようになるのか、これは全く不透明な状況でもあるわけですが、町長や我々議員は4年たてばかわってしまうと、こういうわけですがけれども、巨額の借金を住民が背負う状況ということは、これは再来年以降も変わっていかない、続いていくと。ですから、今のうちに極力借金を返しておこうという政治姿勢、これは町長にも議員にも求められていると考えております。自治体の憲法とされる自治基本条例の策定も進んでいると伺っておりますが、恐らくそこには総合計画にのっていない政策は予算化しないとの政策運営のルールがのっているのではないかなというふうに期待はしております。借金返済と総合計画、自治基本条例、これらは無縁なものではなくて、総合的に連動して考えていくべきではないかなというふうに思っております。とにかく総合計画を変更して交付金分を事業に後づけしないと、されては困るというふうにして私は今質問しているわけがあります。最後に、ばらまきとやゆされる交付金ですが、これを早期健全化団体となる我が町の実質公債費比率の改善に役立たせるというつもりがあるというふうに町長のお考えは聞いていますけれども、さらに確認する意味でもう一度お考えを聞かせていただきたいと思えます。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 町の財政再建でいえば、平成20年度も3月議会で収支の不足する分、減債基金として2,700万円を繰り入れる最終予算として歳入歳出のバランスをとってございましたけれども、結果的には減債基金の繰り入れをしないで2,000万以上の繰り越しができるようになりました。そういう意味では、議会も町民の皆さん方のご協力も、また職員の努力もあったと、こういうような気もいたしております。そういう意味では、公債費負担適正化計画、20年度に見直しをしておりますけれども、そのときよりも、単年度の公債費比率につきましては27%の計画をしておりますけれども、20年度は25.8%と下がっておりますし、そういう意味では見直しをした数字を削減をする

借入額に抑えていつている。そういう意味では、私は22年度の決算等で財政健全化の早期健全化団体をクリアできるか、こういうような見込みをしております。ただ、この交付金については、有効な活用をする。それから、将来にわたって先ほど申し上げましたとおりお金を借りて事業をするのではなく、この交付金を使って前倒しして事業をやっていくと、こういうようなことで将来に大きな町債の借り入れをしないで済むような方向性をやはり検討していかないとならないだろうと思います。そういう意味も含めて、それとこの交付金が20年度の補正と同じように20年度中に使わなければならないのかどうかというほうの情報はまだ来ておりません。ですから、そういう面も踏まえた中で、今後この活用を有効活用するというを主眼に置きながら、今後内部で検討してまいりたいと、このように思います。我々もそうでありますけれども、議員の皆さん方におかれましても町の財政健全化を第一の主眼と置きながらいろんな審議をしていただいておりますから、その意向に沿った中で私どもも十分この交付金の活用を考えていく必要があると、こういう認識を持っているということでご理解をいただければと思います。

○議長（石神忠信君） これで藤田さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受け付け番号2番、議席番号2番、本多さん。

○2番（本多夕紀江君） まず、1点目の質問をさせていただきます。

そうや自然学校の運営について。平成20年5月に示されたそうや自然学校（旧敏音知小学校）の向こう3年間の事業展開によると、初年度19年度は基盤づくり、2年目は実績をふやす年、3年目である今年度以降本格稼働し、組織運営体制の確立を目指していくと計画されておりました。同校での宿泊は制約があり、難しかったわけですが、このたび約3,000万円をかけて宿泊施設等が整備されることが決まりました。事業展開には自然学校の地域における役割を明確にし、それを地域で共有することも課題の一つに挙げられていたので、次の点を伺います。

（1）、宿泊施設が整備されることで事業展開の内容はどうなりますか。あわせて、2年目、20年度の実績を伺います。

（2）、宿泊料金等も含めて事業運営の収支をどのように考えますか。維持管理費用だけでも事業収入で賄うべきではありませんか。

（3）、今後の運営体制はどうなりますか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 本多議員さんのそうや自然学校の運営について、小林課長に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

1点目についてであります。そうや自然学校については、長期的な展望が明確になってから宿泊体験研修を受け入れる施設整備をしたいというふうに考えておりましたが、国の景気対策の一環である地域活性化・生活対策臨時交付金により想定より早く施設整備するこ

とになりました。改修工事の完了予定が8月となることから、今年度の利用は多くを見込めませんが、22年度から本格的宿泊体験事業の受け入れができるよう、宿泊研修型のカリキュラムを整え、早くから周知、宣伝に努めていきたいと考えております。なお、20年度の実績につきましては、ちょっとここをご訂正いただきたいのですけれども、50事業で延べ1,471名の参加でした。このうち105名が生活職人として事業に協力をいただいております。

事業運営経費については、町の負担をこれまで既存事業の組み直しで捻出した財源の範囲で賄うということを基本に検討を進めてきています。今年度は年度途中まで改修工事が入るため料金体系も現行のまま据え置いておりますが、来年度以降は新たな使用料を定めて一定の収益性を確保したいというふうに考えています。その中で使用料で賄うべき範囲も整理し、新たな料金体系を設定していきたいと考えております。

3点目であります。現在北海道教育委員会から社会教育主事の派遣を受けており、その期間が平成22年度までとなっております。それまでの間は直営と一部の業務委託で変則的な運営となりますが、23年度以降は22年度の収益力なども勘案した上で、新たな運営体制を構築するよう検討していきたいというふうに考えています。

○議長（石神忠信君） 本多さんに申し上げますけれども、時間の都合上ここで暫時休憩にしたいと思いますので、協力をよろしくお願いいたします。

それでは、ここで昼食のため午後1時まで暫時休憩にいたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

一般質問を続けます。

本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 再質問をさせていただきます。

1点目ですけれども、22年度から本格的宿泊体験事業ができるようにとのことですが、観光協会でも体験型観光に力を入れていると思うのです。それとの違い、または関連はどうなるのでしょうか。それから、今はそうや自然学校プロジェクトの一員である観光協会とのつながりや連携はどうなるのでしょうか。少し具体的なことにはなりますけれども、宿泊施設ということから、管理人は常駐するのでしょうか、また食事の提供のよなことは考えていらっしゃいますか。

2点目ですけれども、周知宣伝の範囲と対象者ですが、どこの地域のどんな人たちを対象に事業を展開するのでしょうか。本州とは海を隔てているし、札幌圏からもかなり遠い、近くには空港がないという、こういう地の利の悪条件はどんなふうに克服されるのでしょうか。

3点目ですけれども、23年度に新たな運営体制を構築するとのことですが、これは指定管理制を取り入れるということでしょうか。あと、事業展開に必要な人材の確保についてはどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） まず、1点目でありますけれども、宿泊施設におきましては、基本的に宿泊室3室でマットレスに寝袋を使用して寝ていただくというような程度の施設整備ということで今進めております。そういう中で宿泊事業に取り組んでいくということにつきましては、主はやはり子供の事業が中心になるのではないかとこのように考えております。学校の宿泊型の事業の取り組みに対する受け入れ、あるいは自然学校として独自に募集をした事業を組んで、それに一般公募的に参加を募る仕組み等々の組み立てをいろいろ考えていきたいというふうに考えています。ただ、子供だけではなく、そういう環境の中で活用をしていただける青年層あるいはもっと年齢の高い層につきましても可能性を探っていきたいというふうに考えております。観光協会との関係でありますけれども、コテージや、それからピンネシリ温泉等を活用した体験型観光ということに観光協会においても取り組んでいただくということになっております。明確に分け切らないところがあるかもしれませんが、相互補完し合いながら多種多様な事業を組んで、少しでも多くの利用を図っていきたく。自然学校の活動を通しながら、滞在型観光というものへの波及効果というものも一定程度果たしていけるのではないかとこのように考えております。なお、宿泊施設につきましては、管理人の常駐ということは考えておりません。スタッフの中で必要な都度宿直的な体制をとっていくということになるのかなと思います。食事については、自炊ができるような施設整備の範囲でありまして、自然学校として食事提供は考えておりませんで、これにつきましては昨年度からピンネシリ温泉のほうとも話しておりまして、朝食につきましては、ピンネシリ温泉のほうで従前より数が多い場合安価に提供していただけるような話を進めてきております。基本的に、夕食についてはよそで食べるか施設を活用して自炊をするというような仕組みが基本になるかなというふうに考えております。

それから、利用対象者周知の方法でありますけれども、町内、近隣、それから遠方というふうにそれぞれ対応が分かれると思いますけれども、町内につきましては日々活動しておりますことをできるだけ、今も「つながるルーラル通信」というのを発行して事業内容を理解していただくようにしておりますけれども、そういったことを通してお知らせ、宣伝を図っていきたいというふうに考えております。あと、ことしなども小学校のPTAの総会などにも出向いて、直接事業の説明をさせていただいたりというようなこともしております。それから、近隣につきましては、特に小中学校については事業の概要などをまとめたものをつくって宣伝をしていきたいというふうに考えております。これは、各学校を回っていかうということでもあります。あと、それ以外、遠方からの部分につきましては現状ホームページなどでの活用ということになるのかなと思いますけれども、来年度以降どうい

う事業に取り組んでいくかということは今後検討していくわけでありましてけれども、事業によりましてはプロモーション的に向いていくというようなことも考えていかなければならないかなと思います。条件が大変厳しいというところがありますけれども、移動に時間がかかったりお金がかかったりする分、滞在の長い、中身の濃い、それだけの移動をしても来るに値するような受け入れプログラム、そういうものをつくっていくということが必要になるのではないかというふうに考えております。

それと、3点目でありますけれども、23年度以降の運営体制について指定管理者かということでありましてけれども、その方法も有力な一つの選択肢であるというふうに考えておりますけれども、そのほかの可能性も含めて、今の段階ではまだ確定的に考えてはおりません。一番いい方法をどういうふうにしていったらいいのかということを考えていきたいと思っております。あと、人材の確保についてでありますけれども、1つは専任的なスタッフについてこれまでも事業の中でスキルアップをしていくというように図っております。ただ、専任スタッフだけではなかなか対応しきれないところがありますので、地域の中で協力していただける生活職人というような仕組みで去年から確保を進めておりますけれども、そういう方々にも協力していただけるような体制をつくりつつ、なおかつその方々の、楽しみながらということも大変重要だと思いますけれども、スキルを上げていただけるような仕組みを考えながら、今も生活職人養成講座というような形で取り組ませていただいておりますけれども、そういうような中身を充実させて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 事業の展開は子供中心なのかなというふうに受け取ったわけですが、子供中心ということになりますと夏休みあるいは冬休みという長期の休みが繁忙期で、あとはある程度暇になってしまうのかなというふうなことも考えてしまうので、一年じゅうを通してお客さんを呼び込むという、そういう事業展開に努力してほしいと思います。それと、最終的にそうや自然学校の目指すものです。今話されたような事業展開をずっと続けていくのか、またこういう事業展開をやりながら最終的にもう少し違ったものを目指していくのか、最終的に目指すもの、それからそうや自然学校の役割、それについてどう考えていらっしゃいますか。

それと、施設整備に約3,000万円かかるということですが、これ大金だと思うのです。地域にあるものとか地域の特徴を生かして、地域にお金が落ちる、雇用も含めてお金が落ちる仕組みを考える必要があると思うのです。町外の人がたくさん来てくれて、楽しんでくれてということはいいのですが、さらに莫大な経費を町が負担するということになるのはいかがなものかなという気がするのですけれども、国や道からの何かの名目での補助金というようなものは出る可能性があるのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 1点目のお話でありますけれども、子供中心、繁

忙期が偏るというお話で、それを解消して、一年を通して人が来ていただけるようにということにつきましては、今後改めてどういう可能性があるかということをも十分検討しながら、そのように進めていきたいというふうに思います。

それと、自然学校の目指すものとしたしましては、この地域にあるもの、それは豊かな自然環境というところを町民の多くの方が合意し、大切に思っているところから出発し、この自然を生かした事業をというところがまずベースにあって、そういう面では地域の方々においては改めて自然の大切さ、環境の大切さということを知り、体験する場としていきたいというふうに考えておりますし、またそういうものを生かして都市との交流というようなものを創出していきながら地域活性化の一つの核になっていけるような施設運営というようなことを目指していくというところにあるのではないかと考えております。

それと、施設整備、確かに今回改修事業に取り組ませていただくということで、大切な町のお金をここに投資するというところになったわけでありまして。そういう中で、先ほど申し上げましたように1つには地域の中での、あるいは近隣を通して自然の大切さを伝えていく場としてしっかり取り組んでいきたいということと、あわせて単なる娯楽的な町内、町外から来られる方のレクリエーションの場ということではなくて、自然を生かした質の高い交流、学び、そういうものが提供できる場としてしっかり取り組んでいきたいというふうに考えておりますし、その中で少なくとも最初に申し上げましたように一定の経費については利用者の方に負担をしていただいて、町の負担が少しでも少なく運営できる仕組みというものを考えていきたいというふうに思います。それから、国や道、その他の補助金ということでもありますけれども、現状でも農水省の補助金を自然学校の取り組みの一環の中に組み入れたり、それから中身でやっている事業なんかについても市町村振興協会の補助を活用したりというようなことで取り組んでおりますけれども、通常の全く経費に充てるといふところはなかなか難しいかもしれませんが、いろいろな事業についてそういった補助金の活用というようなことも探りながら取り組んでいきたいと思っております。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） それでは、質問の2つ目に移らせていただきます。

行政組織にグループ制導入で住民サービスは向上したかについてお聞きしたいと思います。グループ制導入時、職員の方々には大変ご苦労ですが、住民にとっては利便性が向上するものと期待しておりました。導入から数年がたちましたが、制度の導入をどのように評価されているか、次の点を伺います。

1、グループ制の導入で住民サービスのどのような点が向上しましたか。今後もグループ制は維持されるのでしょうか。

2、行政効率は、かなり向上したのでしょうか。

3、グループ制かどうにかかわらず、必要な部署に必要な人数を配置すべきと思いま

すが、来年度退職者の補充についてどう考えていますか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 行政組織にグループ制導入で住民サービスは向上したか、この質問に対し、遠藤総務課長に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 私のほうからお答えをします。

まず、1点目についてですが、グループ制は平成16年10月より、財政環境が厳しい中で大幅な職員数を削減していかなければならない状況の中で住民のサービスの提供を維持していくために導入してきたものであり、そうした点から見て係制時と同様な住民サービスの提供は図られているものと考えているところであります。今後も厳しい財政事情が続くものと予想されることから、当面グループ制を継続していきたいというふうに考えております。

2点目ですが、減少する職員数の中で住民サービスの提供は維持されているものと考えているところであり、その点から行政効率化は図られているものと思います。

3点目ですが、来年度は退職者の補充を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 再質問をさせていただきます。

広い意味では、役場の行っている事務事業はすべてが住民サービスということになると思うのですが、その点では特にどのサービスが後退したとかなくなったということはないのかもしれませんが、しかし、窓口的なサービスを見た場合、住民の利便性はよくなったのでしょうか。電話での問い合わせや窓口での手続で担当者がいなくて対応できないということはないのか、その実態を伺いたしたいと思います。例えば住民グループは町税の賦課とか徴収が仕事の一つですが、税金の額なんかに疑問があって問い合わせた場合、グループ内のどの職員の方でも対応できるのでしょうか。また、保健福祉グループは医療保険とか介護、福祉等々、日常生活にかかわる随分たくさんの仕事を受け持っておられます。職員の方全員がどの分野にも対応することは、現実的には無理ではないかと思うのです。無理なことを続けていけば、支払われるべきお金が支払われなかったり、また余分に払い過ぎたりとか、住民の不利益にもつながりかねないのではないかと思います。厳しい財政事情の中で限られた職員数で、人口は少々減ったとはいえ、新たに最近になってというか、ここ何年かの間にふえた仕事もあると思うのです。制度も次々と変わっていく、こういう状況の中で係制よりグループ制が有効だと考えられるわけを伺いたしたいと思います。

次ですけれども、退職者の補充ということですから、どういう職種で何人くらいの補充採用を考えておられますか。保健師が1人定年退職とのことですから、住民が強く望んでいるサービス、保健、医療、福祉の充実、これを考えたときに保健師はぜひとも補充すべきだと思いますけれども、もう6月ですから、採用に向けて動いていらっしゃる

るのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 最初のところの部分についてまず先にお話をさせていただきたいと思います。窓口的なサービスの部分につきまして、税の対応等について今住民グループの職員がすべての人間がそれに対応できるかという趣旨的な部分だったと思いますけれども、現実的にはそういう対応はなかなか難しい面はあります。ただし、現況として今対応している職員プラス私も含めてですけれども、できるだけ住民の方々の問い合わせについては対応するように心がけておりますが、中には専門的な要素の部分もありますので、そういった面につきましては間違った答えを出すことにはなりませんので、その部分については改めてこちらのほうからご連絡させていただくというような対応はとらせていただいているところであります。ただし、税に関しましては、確定申告等については担当がいなくても十分対応は今までもやってきておりますので、そういった面については直接担当ではない職員についても対応を今までも行ってきている面はグループ制の中ではあろうかなというふうには思います。

介護、それから保健の部分については私ちょっと中身詳しくわかりませんので、私のほうはその点だけ、来年度の補充の部分については町長のほうからお願いします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 私から補足をさせていただきますけれども、係制であろうがグループ制であろうが、細かい本当の中身についてはその職員がいないとわからないのは、これは当然であります。ただ、グループ制になれば、係制ではありませんから、少なくともその課にいる職員が細かいところまでなくても補完をすると、少しでも住民の質問等に答えていくと、それからサービスが提供できると、係制にすれば本当にその係しかいなかったら仕事は全部ストップしてしまうわけでありますから、そういう面からして、できるだけグループ制を活用した中で住民サービスの低下を招かないように、それぞれの課の中で課長等が十分リーダーシップを発揮をして職員にそういう指示をしていく、こういうことが最終的な目標でありますから、これが何十年も続いた係制とグループ制が数年間で同じような効果を持っていくと、そういうようなことについてはもう少し時間が必要でないかと、このように思います。

それから、職員の退職の不補充でありますけれども、今現在勸奨退職、または来年度年退職を迎える職員、嘱託職員も含めて現在8名ほど予定をしております。そういう中で、何名を補充をするのかということについては、今それぞれの係、またはこども館からの異動だとか、そういうものを総合的に勘案した中で最低限の人数を採用したいと、このように考えております。保健師も1名退職をされますけれども、今の人口規模で保健師4名が本当に妥当なのかどうなのか、そういう辺の検討も必要でないかと思えますし、また保健師等が戸別訪問等を十分して住民の期待にこたえているのかどうなのかと、そういう面も総合的に勘案した中で今後補充を検討すると、こういうことを考えておりますので、まだ

保健師を採用するかしないかと、そこまでの結論を出しているわけではないということでご理解をいただければと思います。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） また質問をさせていただきたいと思います。

全部の部署でとは言いませんけれども、グループ制というのは非常に住民にとってわかりにくい不便なところもはっきり言ってあるのです。やめていただきたいとまでは言いませんけれども、あれっというようなことがやはりあるのです。総務課長も町長もお答えになったのですけれども、すべての細かいところまでグループの中のどの職員も対応できるわけではない。しかし、グループ内の職員でできるだけ補完していく、わからないことについてはこちらから改めて連絡をすとか、そういうことをきちんと、連絡すると言ったら間違いなく連絡していただきたいし、こういうことで伺いに来ましたがともといったときに、担当がいませんのでということで終わってほしくはないという、そういう気がするのです。窓口での住民への対応なんていうことはサービスのほんの一部でささいなことなのかもしれませんけれども、住民にとっては大切なのです。役場の役所の用事というのは、ほかのところと間に合わせるといえることができませんし、手続もいろんなことが難しく、教えてもらわないとわからないものもたくさんあるのです。その点では、役場の職員を住民のほうでも当てにしていますし、できるだけ誠実で丁寧な対応を心がけていただくために、非常に対応がいいという評判のよい窓口もあるのですけれども、住民への対応なんかについては出先機関も含めて一度どういうあり方がいいのか検討してみることも必要ではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

それから、グループ制の維持、これからも続けていくということですが、行政効率とか仕事のやりやすさという点では、外から見てもわかりませんが、現在のグループの職員数と仕事をもう少し小さく分けたほうがグループ制のよさが発揮できるのではないかなという気が外から見てもはするのですけれども、この点はいかがでしょう。

3つ目の退職者の補充の件ですが、保健師はまだ結論出していないということですが、現在4名の保健師が人口規模からいって妥当かどうかということですが、現在は包括支援センターに1人が行っているというか、そこを専門に受け持っていていらっしゃると思うのです。住民の保健、医療、福祉の充実を望むという声が非常に高い、多い。それで、町の人たちの高齢化も進むということから見ると、保健師は補充していただくようにしてもらいたいと思うのです。全国で最初に老人医療費を無料化した岩手県の沢内村というところが無料を継続できたのは、保健師を多く配置して病気予防に力を入れたからだというようなことを聞いております。子供からお年寄りまで安心して暮らせる地域づくりのためにも保健師の補充、人口規模からいって妥当かどうかということはあるかと思えますけれども、より住民の希望、意向を入れていくというためにも保健師は補充する必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 私から総合的にお答えをいたします。

まず、役場の職員の窓口の対応が悪かったら、どんどん言ってきていただきたいと思うのです。言ってきてもらって、本人に言わないと、それでいいのではないかとってしまう。私そう思うのです。ですから、いいところも悪いところもあるかもしれませんが、そういう住民に対応の悪い窓口があれば、だれだれさん対応悪かったよとはっきり言ってきてください。そうしたら、私本人に言いますから。そうしなければ、それは本人わからないと思うのです。ですから、ぜひそういう面をお願いをしたいなと思いますし、グループ制については今の規模が妥当なのかどうなのか、私はこれから、4年程度やってきた中でまだまだ長い目で見てグループ制の効果、そういうものを検証していく必要性はあると、こういう認識を持っておりますので、今の規模で当分の間グループ制を続けていきたいと、このように思います。

また、職員の採用の問題でありますけれども、私は職員の採用、保健師が本当に住民に必要な予防、そういうものを現在もやっていると、こういう認識を持っております。そういう意味で、これから医療と保健と福祉、この連携を強化をしていながら町民の負託に行政としてこたえていく必要性はあると、こういう認識を持っておりますから、十分そういう面で検討の余地はあると、こう思いますけれども、今後の課題として検討してまいりたいと、このように思います。

○議長（石神忠信君） これで本多さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受け付け番号3番、議席番号5番、星川さん。

○5番（星川三喜男君） 今回は1点のみ質問させてもらいたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

合併の終結と権限移譲についてお伺いしたいと思います。先般地方制度調査会の小委員会が平成の大合併を進めた市町村合併特例法について、今年度末での廃止を求めることで一致したと新聞に報じられておりました。本町の前月末の人口は2,037名、幌加内町、そしてお隣の中川町に続き全道で3番目に人口の少ない町として、間もなく2,000人の大台を切るのではないかと危惧しています。

こうした小自治体が今後生き残るためには、職員が自立の気概と責任を持ってまちづくりに邁進することが求められると思います。5月14日付の道新社説には、道が持つ4,000項目の権限のうち、稚内市に405項目が移譲されたのに対し、網走管内、これは合併した町だと思うが、大空町は8項目の移譲にとどまり、財政難や職員不足などの自治体の体力差、分権に対する温度差があらわれた結果と私は受けとめました。そこで、本町では平成18年度から21年度までに移譲を受けたのは合計94項目で、豊富町、枝幸町に続き管内町村の中で3番目の多さとなっています。これらの移譲項目の主な内容と決定過程を伺います。また、今後権限移譲についてどのような方針で臨むのか、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 星川議員さんの合併の終結と権限移譲について、前段は遠藤総務課長、後段は私からお答えをいたします。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） これまで権限移譲された主な項目といたしましては、農地または採草放牧地の権利移動の許可等の事務、農用区域内における開発行為の許可等の事務、生活環境、農林水産業または生態系に係る被害防止を目的とした鳥獣の捕獲等の許可等の事務、低体重児の出生の届け出に関する事務や浄化槽の設置後等の水質検査に係る報告の受理等の事務などがあります。権限移譲の決定過程は、まず北海道にて権限移譲対象事業が整理され、移譲すべきとされる事務について北海道から対象市町村に移譲要望の照会、調査がされ、要望があったものについて担当課で協議が実施され、協議が調った、同意されたものについて総務課に報告があり、権限移譲の手続を進められるというのが一般的な決定過程であります。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 今総務課長から、これまでの移譲項目の主な内容と決定過程を報告をいたしました。今後も私は、限られた職員体制の中で町民の利便性を高めるために権限移譲を受けやすくするための環境を強く北海道等に働きかけて、権限移譲等を受けてまいりたいと、このように考えております。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） それでは、再質問させていただきます。

私がこのように一般質問の項目を出した途端、ここ二、三日、道新のほうにもるるいろいろ各自治体等の今までの経過等が示されておりました。その中からも質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず先に、私はこれまで権限移譲を受けた事務についてのリストを担当職員に見せていただきました。これの中で、確かに項目数が多いけれども、この中に果たして住民にとって身近な事務が幾つあるのかなと私なりに考えてみたところ、なかなか住民ニーズには沿わないものもあるのでないかと思っております。そんな中、住民はどのような事務が権限移譲の対象になっているかも知らないとは思っておりますし、これはともすれば住民ニーズを調査することなく役場内の中で受けやすそうな事務を決めたのではないかと思っております。町民の利便性を高めるために、権限移譲を受けやすくするための環境を強く北海道に働きかけるとも答弁されましたが、これは財源や人の手当ても伴うと考えてよろしいでしょうか。

また、新聞報道にも、るる各自治体からも出されておりますけれども、人、金不足の市町村が二の足を踏んでおまして、理念はわかるが、割合が合わない。要するに、事務処理をやってもそれなりの得る金額がないということだと思っております。その中で、18年度から権限移譲し、事務処理をしたのは何件あったのか、それに対して交付額は幾らほど町のほうに入っておられるのか、お聞きいたします。その中で、新聞報道にもなされて

おるとおり、ふなれな業務で時間がかかり過ぎて、道の査定の割合ではなかなか自治体では受けられないという報道もなされております。そういうことで、再度お聞きします。また、今後住民ニーズを調査するつもりがあるのかどうか、あわせて伺いたと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 総体的なことは私からお答えをいたしますけれども、権限移譲の交付金等々の問題については担当課長から説明をいたさせます。

北海道も地域主権型社会を目指すのだということで、道州制に向けた道から市町村への事務、権限移譲の方針の概要というのは担当者会議等でも示されております。そういう中で、今までそれぞれの市町村がこの権限移譲を受けたことによってどうなのだと、財政的措置が十分なされているのかどうか。権限移譲されたら、それに見合う財源を道から市町村に交付しなければならないだろうと、こういう話はそれぞれ担当者会議の中でも出ているわけでありまして、ご承知のとおり財政的には非常に厳しい状況でありますから、そういう中ではそれぞれの市町村、移譲を受けやすくする環境は財源の問題だとか、または職員の派遣の問題、または市町村と定期的な意見交換等をして、それぞれの市町村がどういう権限移譲を希望しているのか、そういうようなことをやっていく必要があるだろうと、このように思います。

そういう中で、宗谷管内としては明年度、平成21年度でありますけれども、道が重点的に権限移譲したいということについては檜山と宗谷というのがありまして、電気用品の安全法に基づく電気用品販売等の規制に関する事務、恐らくこれを受けたとしてもほとんど町民の利便性が高まるということはないだろうと、こういうぐあいに思いますけれども、北海道としては今そういうようなことを考えているみたいであります。それぞれの地域、地域によっていろんな権限移譲を北海道がしたいという考え方を持っておりますけれども、それから全道的に統一的には有料老人ホームの設置等に関する事務だとか、そういうようなことも考えているみたいであります。地域によっては、檜山だとか空知、上川、留萌、胆振、十勝等については農地等の転用許可等に関する事務もやりたいだとかと、これは宗谷は入っておりませんが、そういうようなことでいろんな事務の権限移譲をそれぞれの地域、地域に分けた中で重点的にこういうものを権限移譲したいというお話はあります。しかしながら、それが住民の利便性を高めるものかどうかということについては若干疑問もあると、こういうような中でありますけれども、これは住民の意向調査をして、その意向に沿って道のほうに権限移譲してほしいと、こういうような形がいいのかどうかということについては、なかなか難しい面があると思います。それは、さっきお話ししたとおり財源の問題だとか人的な問題だとかとあるわけでありまして、一番この近くで多くの住民の人たちがよかったと思うのは、パスポートの問題だと思います。枝幸だとか稚内がやっています。ただ、我々からいったら外国へ行くパスポート持っていないので、だけれども近くにあればいいと、そういうような話もないわけではありません。そういう

意味で、アンケート調査をするかどうかという問題については、今後の課題として検討させていただきたいと思っておりますけれども、何せかんせ道が言う地域主権型社会の実現を目指すのだという方向性については、我々も協力していかないとならないだろうと思っております。そういう考えを持っているということでご理解をいただきたいなと思っておりますし、細かいことについては担当課長のほうから答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 道の権限移譲の委託事務交付金の関係でありますけれども、平成18年度につきましては件数としては全部で27件であります。そのうち交付金として入ってきているのが9万5,620円、うちの部分です。19年度につきましては、全部で38件で、交付金の額としては8万600円。20年度ですけれども、20年度は全体で65件で、交付金は全部で13万6,310円ほどの交付金が交付されているという実態であります。このほかに、基本的にこの金額の中にも、北海道公害防止条例というのがありまして、これは全道どこの市町村にも配付される部分でありますので、その1件については件数には含めておりません。

以上であります。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） 再々質問させてもらいます。

今総務課長、もしくは町長から答弁ございましたけれども、本当にこのように18年、19年、20年と件数こなしておるのですけれども、道から来る交付金というのですか、事務処理に対しての金額は本当に微々たるものということがよくよくわかりました。それで、先ほど答弁で町長がこれは住民に対してどういうアクションを起こせばいいのかなということを言っていましたけれども、本来であれば私といたしましては、こういうこともありますよというチラシではないのですけれども、町民に対してこういうこともできるのですよということをアピールすべきだと思います。私自身身近な事務として、確かに先ほど町長が言いましたけれども、パスポートの交付もあるのかなと思っておりますけれども、それよりも私は冬の除雪が一番ではなかろうかなと思っております。特に道道と町道の一体的な除雪は、財源さえ来れば十分可能であるし、これに対して行政効率もよくなるのではないかと思います。権限移譲を申し出ることはそれに対してできないのかどうかお伺いします。

また、先ほど来から藤田さんの質問もありましたけれども、本町は早期健全化団体として財政再建に最優先に取り組まなければなりません。権限移譲を受けるとすれば、道から職員まで手当てするなら別ですが、どうしても職員体制に触れざるを得ないと思っております。本多さんの最後の質問で来年度退職者の補充を検討するとも答弁されていましたが、権限移譲に伴う事務量の今後の増加と職員の補充採用は関連しているのかどうか、その点についてお伺いいたします。それでない理由もあるならば、それも伺いたいと思っております。今後財政再建が計画どおり進まない場合、権限移譲でなくて逆に権限を返上するという考えは

ないでしょうか。

以上3点お伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） まず、1点目の道道の除雪の問題でありますけれども、道道の除雪体系についての権限移譲については、今まで余り聞いたことありませんけれども、ただ短い路線については町のほうに、道道でありますけれども、除雪をしていただきたいと、こういうような話があったことは昔あります。恐らく小頓の国道から駅のほうに向かっての短い距離だったと思いますけれども、そういう部分はないわけでありませんが、担当のほうにその旨、そういうことでの権限移譲というのはあり得るかどうかが調査をいたさせたいと、このように思います。

次に、職員の採用については、道からの権限事務に基づいて職員を採用すると、そういうような考えは持っておりません。基本的には、定員管理計画を平成17年の4月に策定をいたしました。その定員管理の計画に沿って職員数の削減を図っていきながら、住民のサービスを低下しない範囲内で職員の採用をしていかなければならないだろうと、このように思います。そういう意味で、8名なりが退職したから8名を採用するというのではなく、住民サービスの低下を招かない範囲内での補充を考えていくと、こういうようなことをご理解をいただければなと思います。

最後に、権限移譲の逆提案でありますけれども、私はこれから地域の実情に応じて市町村間の共同だとか相互補完だとか、支援だとか協力の枠組みをつくっていく必要性はあると思うのです。それは、小規模な市町村でありますから、近隣町村とそういう面でいろんな手を携えて、自分の町でできないものは隣の町に補完をしてもらい、または隣の町で補完ができないものはうちのほうの町でも補完をしていくだとか、支援をしていくだとか協力をしていくと、そういう枠組みをこれからつくっていくことが地域として生き残っていく一つの方法論だろうと、このように思いますので、そういう意味で新たな相互連携の仕組みを検討していく、こういうようなことを考えていく必要があると、こういうことをご理解をいただければなと思います。

○5番（星川三喜男君） わかりました。最後に、これは道新の5月28日付ですが、稚内で管内自治体との会議があったという中で、道から積極的に受け入れる自治体は10年度から原則2年間道職員を派遣する考えを明らかにしたということも報じられておりますので、できるのであればこういう条件のいいように道職員も町で使うべきでなかろうかなと、そうすればもっともっと町民に対してもサービスも向上するのでないかなと思っております。

そういうことで、以上で私の質問を終わらせてもらいます。どうもありがとうございました。

○議長（石神忠信君） これで星川さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号4番、議席番号6番、柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） まず、諮問機関のあり方についてお伺いしたいと思います。

当町では、環境基本条例や自治基本条例など町の重要な条例の策定に当たり、住民による諮問機関を設置することが多くなっているというふうに思います。住民感覚や目線を立法に生かすことは大切ではありますが、専門的知識を持つ学識経験者の少ない本町において、条例策定を丸ごと諮問機関にゆだねるのは無理があるというふうに考えます。諮問機関の乱立は執行機関の拡張につながることから、一定の歯どめが必要と思いますが、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 柳澤議員さんの諮問機関のあり方についてお答えをいたします。

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、自己決定や自己責任の強化、機関委任の廃止、規制緩和等によって自治体政策の決定方法が大きく変化し、情報の共有や住民参加により地域づくりに住民が参加する仕組みが一般的になってきました。このようなことから、本町も住民参加による地域づくりを目指し、主要な施策については各種審議会を設置し、諮問をしております。しかしながら、質問にあったように専門的知識を持つ学識経験者の確保が難しい面もありますので、住民のまちづくりへの参加権利を侵害しない範囲内で考えてまいりたいと、このように考えております。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） ただいま答弁がありましたけれども、自己決定、そういう時代に入って、住民参加の仕組みをつくって地域づくりに生かすと、それで参加権利を侵害しないように考えていきたいということではありますが、私も住民の意見を聞く、最初申し上げたとおりに住民参加をさせる、住民とともにまちづくりを考える、そのことは大変素晴らしいことですし、小規模自治体になればなるほどそういうものの必要性というのは当然重要視されるのかなというふうに思います。ただ、住民の意見を聞くときに、どういう意見の聞き方をするかというのが私は大変難しいものがあるなというふうに思います。聞く側が住民にどういう青写真を示して意見を聞くかということで、その住民の答える反応あるいは答申というのは物すごく変わるのだろうというふうに私は思います。

それで、あくまでも、これは言い出したら切りがないので、例えば1点、今回の前文にも何とか盛り込もうと思ったのですが、委員の全員の合意は得られなかったわけですが、二、三日前にも新聞にその関係の報道がされておりましたけれども、アイヌ民族に関する考え方です。国では、平成9年6月にアイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律を策定した。国で法律をつくったのです。それで、昨年6月、国会でアイヌ民族を先住民族とすることを求める決議が採択された。国連、国際的な社会においてもアイヌ民族は先住民族だと、そういう決議がされている。当議会においても、19年12月にアイヌ民族に関する総合的施策確立のために国に審議機関を設置する意見書、これは議会で全会一致で意見書を出している。これほどアイヌ民族が先住民だということが取り上げられているのに、中頓別という町で、皆さんご承知のとおり

確かにアイヌの人と接することはないですけども、地域、地形、山、それぞれアイヌ語がずっと生かされて、その言葉を私たちは何の不思議もなく平然と使っています。そうすると、それはもうアイヌ文化を継承して、その中で生きてきているということだと私は思うのです。それで、言うまでもなく、アイヌの人たちというのは大変自然をとうとび、自然を神としてあがめて、そして過剰な狩りはしない。それから、乱獲、自然を壊すようなことはしない。そして、自分たちがとったものは、自然の恵みとして絶対無駄なものは一切出さない。それから、自分たちだけではなくて、この地球上に生きている生物が食べるもの、鳥が食べるもの、それもその生物のために残しておく。これは、自然の摂理をずっとアイヌの人は守ってきたからだというふうに私は思います。

それで、今回環境基本条例等についていろいろ議論もしてきてはいますけれども、それは懇話会の方々もそうだと思います。ただ、アイヌの人たちの生き方を見れば、持続可能な環境型地域社会だとか、生物多様性の保全だとか、それから自然環境の保全なんていうことをあえて議論しなくても、アイヌの先住民たちが生きてきた、その姿を見れば、それは議論するまでもないだろうと。要は、アイヌの人たちそのものが環境基本条例をそのまま生活していたような人たちではないのかなというふうに思うのです。そうすれば、懇話会の中でこういう議論が果たしてされたのかなと。そうすると、もう少し条例をつくるに当たって大事にしなければならないというもののポイントというのとはまた変わったのだろうなというふうに思うのです。町民の方々、具体的に名前を出しませんけれども、役場職員はプロだと、だから役場職員の言うことは間違いのないのだと、それを前提にそういう懇話会や検討会に臨んでいるのです。そうすると、担当する方がどういう青写真を持って、どういう意見を聞こうとするのか。だから、条例等について、条文までではなくて理念、目的、そこで大事にするものは一体何か、そこら辺を整理するのが諮問する限界かなと。だから、諮問の仕方は私はたくさんあると。こういう問題を深く懇話会で議論されたのか、まずその点を例えばの例としてお伺いしたいというふうに思います。

それから、2点目は、言うまでもないのですが、諮問機関が答申されても、それをもとに町側が案をつくるわけでしょう。そうすると、必ずしも答申どおりに案ができ上がるとは限らない。また、町側がそれをもとに案をつくって議会に出しても、議会がその案どおりに決するという事に限らないと。そういうことをまず諮問するときには諮問の委員さんに十分理解してもらわないと、正直言って今回の環境基本条例に関しては議員もかなり諮問機関には気使いました。ただ、諮問機関に気を使うとというか、余り諮問機関の、いいものはいいいいのです。ただ、そうすると議会は要らないのではないかと、諮問機関に全部ゆだねて諮問機関につくってもらえばと、あるいは諮問機関から出されたものをそのまま案にするのなら、役場職員要らないのではないのという話には私はなると思う。だから、諮問されることは結構です。ただ、答申を受けて、それを案としてどうつくり上げるか、これは職員の仕事だと思います。だから、答申どおりになるとは限らない。その案が議会で絶対通るという保証はないでしょう。だから、そういうことはあり得るのだよというこ

とをまず答申するときには諮問委員の方々に大前提として理解してもらいたいと、そのことについてまず見解をお伺いしたいというふうに思います。

それから、3点目は、これらの諮問が地方自治法上の附属機関というふうにとらえてよろしいのか。その点をお聞きしたい。それに絡めて、地方自治法第138条の4第3項、ここに、普通地方公共団体は、法律または条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査、諮問または調査のための機関を置くことができるとあります。附属機関だとするならば、諮問機関を設置するときの条例が私は必要になるのではないかというふうに思いますが、条例が整備されているのかどうか。

以上4点について再度お伺いします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 環境基本条例の諮問過程の中でアイヌの先住民族等の関係について議論されたのかどうなのかということについては、担当課長のほうで後ほどお答えをさせていただきますと思います。

答申を受けて、私どもはその答申を尊重するという基本的な考え方を持って今まで仕事をやってきたわけでありましてけれども、その答申の方法論にもいろんな答申の仕方があるだろうと、こう思います。そういう意味では、答申どおり条例が制定をされているのか、または答申をもとに条例を担当者が制定をしているのか、その辺についてはこうだあだということをお願いされませんが、答申については尊重して、それを生かして議会に提案をすると、こういうようなのが一般的やり方でなかろうかなと、このように思います。そういう意味では、100%尊重するのか、50%尊重するのか、80%尊重するのか、それぞれの考え方によるだろうと思っておりますけれども、しかしながら諮問をしたということについては一つのお願いをしているわけでありまして、それを少なくとも尊重して、それを生かして地域づくりに反映をしていくと、これが一般論でなかろうかなと思っております。

それから、諮問機関が附属機関かどうなのかと、こういう指摘でありますけれども、私は諮問機関が附属機関という考え方をするのかどうなのかということについては、ここでなるよと、そういう見解は私は持っておりません。法律的に言えば附属機関だと行政委員会だとかいろいろありますけれども、条例を持って諮問機関を設置しているわけでありまして、附属機関という認識は持っていない。しかしながら、いろんな問題を諮問しているわけですから、先ほど言ったようにできるだけ尊重すると、こういうようなことが一般論でなかろうかなと、このように思います。

1番目の問題については、担当課長のほうから答えます。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） まず、アイヌ民族の文化の継承的な部分について懇話会の中で議論されたかということについては、そういう趣旨での議論はされておられませんし、私どものほうからもそういう情報提供ということも行っておりません。ただ、ち

よって余計なことかもしれませんが、確かに職員が審議過程において果たす役割というもものも大変大きいところありますけれども、住民の皆さんに、職員は今事業に関していうとかかわりといってもせいぜい1人か2人の見識しかできない。それを補っていたと、という趣旨で住民の皆さんにいろんな意見を出していただいて議論していただいているということですので、そういう面では決して職員の動きが審議のすべてに大きな影響があるというふうにはとらえられないのではないかと、というふうに思います。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 諮問機関にどう対応していくかというのは、私がさっきも言ったけれども、大変難しいのかなというふうに思います。アイヌ民族に関しては、私は何とか入れたかったけれども入れることはできなかったのも、残念だなという思いがちょっとあって申し上げたのですけれども、これはあくまで例で、アイヌを入れなかったからいい悪いということでは私はないと思う。ただ、先ほども言ったようにどう情報を提供するか、あるいは諮問機関にどこまでやってもらうかというのはある程度担当者のほうで先ほど言う青写真を持って接しないと、答申された方々も一生懸命、おおよそ夜集まっているのでしょうから、仕事が終わってから。短い時間の中で何回も出ていって議論をしてというのは大変な作業だと思います、担当されている方々は。であるからこそ、余計どういうものを目指すのだというものはきちっと持って、その上で意見を聞くということにしないと、諮問された諮問機関も困るのではないかと。もう一度言いますけれども、最終的に町長が言う何十%尊重するかはともかく、必ずしもそのとおりにとはならない可能性があるよということ、まず諮問機関の方々に諮問される前に十分理解された上で検討してもらうようにしないと、議会の対応というのも非常に戸惑いを持つし、やりづらいものが出てくる。それは先ほど申し上げたとおりなので、これはお願いにしておきたいと、思います。

それから、附属機関等は考えていないということなのですが、そうすると町長の私的機関なのかなと。報酬が払われて、支給されていますよね。それで、当町の場合は設置要綱に基づいて設置されて、ここに報酬の対応の仕方が議会の議員等の報酬及び費用弁償ということで、これは町と議会が設けたので、各委員等の報酬及び費用弁償、この条例を使っているのだと思いますけれども、これを適用して、多分23、24、その他の審議会、委員会の委員、これが日当として支払われているのだと思います。ただ、私もいろいろ調べたのですけれども、日当をこういう形でこれに基づいて払うということは非常勤職員の身分ということになるのでないかと。そうすると、非常勤職員を置くに当たって、条例がなくしてどうしてここから日当が支給されるのだというところに私はちょっと疑問を持つ。これは、附属機関でなくて町長の私的諮問機関なら、それは町長がポケットマネーで払えばいいだけの話で、ここから支給されるということは附属機関として非常勤職員という取り扱いをしているのだらう。ならば設置条例というのは先ほど申し上げた地方自治法138条に基づいて私は必要なのではないかと、というふうにお聞きしたつもりで、その点の報酬を支払う根拠はどこに置いて払っているのだということについて最後お聞きしたい

と思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） お答えをいたします。

私は、一般論的に諮問機関は全部報酬を払っているかどうかと、こういうような質問に対してお答えをしたのであって、環境基本条例の策定をする懇話会だけの問題として答弁をしたわけでありませぬので、附属機関としてそれぞれいろんな諮問機関つくって今まできたわけでありませぬけれども、それによっては費用弁償しか払っていない諮問機関というのですか、そういうものもあります、はっきり申し上げて。ですから、一般論として諮問機関が地方自治法138条に基づく附属機関、全部がそういう認識を持ってやったわけではなく、それぞれ懇話会または諮問機関等々によってとらえ方が変わっている部分があると、そういうようなことをお話を申し上げて、一般論で話しました。私も全部を承知しているわけでありませぬけれども、この面についてはもう少し勉強させていただいた中でお答えをしたいなと、このように思いますので、ちょっと時間をいただきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時20分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

それでは、答弁を町長のほうからお願いします。

○町長（野邑智雄君） 地方自治法の138条の4、十分内容を精査をさせていただきました。そういう意味では、法律に基づいたり、または条例で諮問機関等を置くことができるということでもありますから、諮問機関を置く場合については条例を制定をして諮問機関を設置をすると、これが正しいスタイル、やり方だと改めて認識をさせていただきました。そういう意味で、今お話があったような部分について改めるものは今後改めていかなければならないだろうと、こういうようなことで、担当者と私どもの若干の行き違いもあって条例を制定しないで諮問機関を置いたという部分もありますので、謝罪をしながら、今後二度とこういうことがないように改めて地方自治法等の精査をして今後の対応をしていきたいと、このように思います。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） それでは、そのことがひいては執行機関の拡張の抑制、歯どめにも議会としても役割が担えるのかなというふうに思いますので、今後の対応についてよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、続いて2点目の新型インフルエンザの対策についてお伺ひしたいと思います。メキシコで発生した新型インフルエンザが国内でも急速に拡大しています。人の動きがグローバル化した現在、本町においてもいつ感染者が出てもおかしくない状況にあるという

ふうに思います。町民の感染に備えてどのような対策をとられているのか、次の点をお伺いしたいと思います。

まず、1点目は、新型インフルエンザ感染者の発見体制は確立されているのかどうかをお伺いします。

2番目に、感染者が確認された場合の感染者や町民に対する危機管理の対応は整備されているのか。

以上の点についてお伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 新型インフルエンザ対策について、竹内保健福祉課長に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹内義博君） 新型インフルエンザ対策についてのご質問に対して、まず1点目につきましては、海外渡航者や感染者との接触等により発熱した方や新型インフルエンザが疑われる方は稚内保健所に設置された相談窓口及び発熱相談センターに連絡していただきたいと旬報やチラシ等で町民に周知し、感染者の発見に努めております。また、医療機関が患者で感染者を発見した場合は、速やかに稚内保健所に届け出るようになっております。

2点目につきましては、感染症対策について自治体は国、道と一体となった取り組みが求められていることから、中頓別町国保病院、関係機関等と感染の疑いのある人が出た場合の診療場所、入院対象者等について協議を行ってきております。現時点で北海道では集会等の自粛、学校等の休校措置については必要ないものと通達されておりますが、今後国、道の指示のもとに町民周知など迅速な対応を図ってまいります。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） まず、1点目なのですけれども、新型インフルエンザが疑われる方は稚内保健所相談窓口云々、センターに連絡していただきたいと、これはなかなか、熱が出たから、では稚内保健所に電話してみましようとはなかなか一般住民はならないのではないかなというふうに思います。それで、まず町民がちょっとおかしいなと思ったら病院へ行くというのが通常でしょう。それで、担当されている先生には大変失礼なのかもしれませんが、報道関係で新型、新型と言われます。それから、成田等での検疫で抜けてしまったと、あるいは専門家のテレビ、ラジオの報道によると、熱が出た時点ではウイルスが確認できない可能性があるとかと言われますと、どこの自治体も小さな病院なので、本当に中頓の病院へ行って新型ウイルスだということが発見されるのだろうかということがまず町民としてちょっと心配するところかなと。その後は、今説明されたような対応をとるといふことにはなるのかなと思うけれども、そういうようなところで住民がもし不安を持っているとするならば、十分であるのかないのか、そこら辺の対応はどうなっているのか、まずお聞きしたいということでもあります。

それから、2点目は、感染の疑いが出た場合に診療場所、入院対象者等をどうするか協議を行っております。私は、そこを聞きたいのです。もし出たときには、少なくとも診療所でどう対応するのか、あるいは入院対象者にどういうふうな形で対応していくのか。全部を言えとは言いませんから、これらについては出た場合には少なくともこういう対応をしますというようなところで答えてくれると協議された全体像が見えるのかなというふうに思います。それで、特に当町には長寿園、天北厚生園というような福祉施設がありますよね。こういうところというのは、毎日の生活が集団で行われています。そうすると、例えば町内で患者さんが出た、そういった場合に濃厚接触者の対応ということになると思うのです、ああいう集団の生活をされている方々は。では、そういうときに、小中学校、こども館はもとより、ああいう人たちというのは自宅で休んでいなさいといったって自宅は集団生活の中で生活しているから、そうすると少なくとも長寿園、天北厚生園あたりの対応はどうされるのかなということです。

それから、慢性疾患を有する人たちに重症化が出ている例が報告されていますよね。では、当町においても慢性疾患を持った方がおられると思うので、そういう方々に対してはどう対処されているのか。弱毒性と言われて、余り過敏になるのもどうなのかなとは思いますがけれども、こういうような対応。それから、何たって高齢者が多い当町の高齢者に対する対応、そこら辺はどう協議されているのか。その点について説明していただければ、どれぐらいまできちっと危機管理整備がされているのかわかるのかなと思いますので、その点についてお伺いします。

○議長（石神忠信君） 青木国保病院事務長。

○国保病院事務長（青木 彰君） 主に今のご質問については、当町の医療機関としてどこまで対応ができるかということが主なご質問かなと思いますので、私のほうでお答えをできるところはしていきたいと思えます。

新型インフルエンザを疑われる患者様につきましては、病院へ直接来られるということについては一般の患者さんとの接触ということが一番危惧されますので、そこをまず控えていただくと、絶対あってはならないという対応が1つあります。そこで、保健福祉課を中心に町民の皆様に、まず自分が渡航歴があるですとか、そういった患者さんとの接触があるかもしれないというような不安を抱えている方につきましては、稚内保健所へまず連絡をしていただいて、稚内保健所の指示をもって動いていただくということになります。稚内保健所のほうでは、中頓別の町民の方であれば病院のほうへ連絡を送るという形になっておりますので、その時点で病院と患者さんとが相談をして診察に当たるというようなことを考えております。診察につきましては、病院の中でというふうにはなりませんので、車の中、あるいは今検討して対応を考えているのは保健センター、診療所になっておりますので、そちらのほうに待機をしていただいて、医師がそちらのほうに向かって診察をするという考え方に立っております。あくまでも一般の患者さんと接触しない形を最大限とっていくと。ただ、何もわからずに来られた方、これまでも熱があつてという方はいます。

ただ、そこは、注意の張り紙等を張っていますけれども、さらに町民の方に今言われたようにわかりやすく再度周知徹底を図っていきたいなというふうに思います。

それで、新型インフルエンザかどうか判明するのは、検査をして、これを稚内保健所経由で道立衛生検査所に検体を運ぶことになっております。これは、当院で初期の検査をします。それは、インフルエンザ迅速診断キットというのがありまして、それで検査をするわけですけれども、そこでA型で陽性かつB型でマイナスということがわかった患者さんにつきまして、疑似患者という形で保健所に届け出るということになっております。その時点で検体が稚内保健所経由で道立の衛生検査所に持ち込まれると。そこで1週間程度の日数を要して新型インフルエンザだったかどうかというのが確定するということです。ですから、確定された段階では症状がおさまってというのが今までの事例ではないかなというふうに思います。その場ですぐ出るような検査ではないということでご理解をいただきたいと思います。

重症患者さんにつきましては、当院で入院するということにはしておりませんので、稚内市立あるいは名寄市立病院で隔離病棟を持っておりますので、そちらのほうと相談をしながら、保健所の指示でそちらに行ってくださいというようなことになろうかと思っております。これにつきましては、フェーズ4Bという段階での措置ということで、これがまた段階が上がってきて、ある程度全国的に広まっているということになれば、そこそこの病院でというような対応も出てくるのかなというふうには思います。

それと、長寿園、天北厚生園の関係ですけれども、連休前にも皆さんで協議をしておりますけれども、疑いのある方については、出た場合には大変なことになりますので、本当に予防を徹底していただいて、そういったものにかからないように、できる限りそういった方たちとの接触を避けるということが大切なことではないかなというふうに全体の中では協議をしているところです。

それと、慢性疾患の患者さんに対する対応ですけれども、これについてはうちの医師のほうからも随時注意を促して予防を徹底をしていくということと、あと高齢者の方に対してもそういうような対応で注意を促していると。いずれにしても、手洗い、うがい等を徹底をして、あるいは都心のほうに、北海道はまだ出ておりませんが、東京等本州のほうではあちこちの県で出ておりますので、そういったところに行く場合は必ずマスク、手洗い、そういったところに十分注意していただくと、そういったような対応になるかと思っております。

以上です。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 新型ウイルスに関しては、こういう小さな自治体では対応という点についても、今の説明聞いてもちょっと限界があるのかなというふうには感じます。今事務長が言われたように、おかしいなと思ったら病院に来るなどは言っていないだろうけれども、それを望むと言うけれども、実際みんなせきをしたから風邪かな、きょう私も何

かちょっとのどが痛いし、せきが出るのだけれども、これで私新型コロナウイルスにかかっていたら、ここら辺一带みんな感染する可能性があるよね。だから、それぐらい、みんなそんなに疑って稚内保健所へまず連絡するということはあり得ない。それで、まずは病院へ行ってしまうというのが現実だと思うので、極力インフルエンザに関して知識を、情報を町民に知らしめて、より気をつけてもらうということに努めていただいて、特にあとは本当に予防、注意を促す。特に先ほど言われた長寿園、厚生園あたりは出たら本当に大変だと思うので、父母さんたちもおおよそ気は使っているだろうとは思いますが、より感染に関して敏感に対応してもらうように要望しておいて、私の質問を終わります。

○議長（石神忠信君） これでは柳澤さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受け付け番号5番、議席番号3番、東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） まず、グループホーム開設後の実態についてということで伺います。

4月から開設したグループホームですが、ちょうど2カ月がたちました。そこで、期待どおりの運営がなされているのか、たった2カ月だといいいながら、やってみたらおおよその内容もわかったのかなと思います。町は当事者ではありませんけれども、少なくとも施設の設置に助成もしている、また開設したところの北海道教育委員会とのかかわりからして一連の事業に関与しているという形はあったと思いますので、今法人にあえて聞くのもなんですので、町に対しての一般質問となったことで、まずお許しいただきたいと思いますが、まず1点目に利用者の就労状況、就労先、何々会社までの名前は要らないですけども、どんなところだということでお聞きいたしたいと思えますし、それとわかれば月額給与等の状況も聞きたいと思えます。それと、利用者の負担する経費の内容を伺います。

2点目には、グループホーム運営経費、これが全体でどういった、これは大まかなところで結構ですから、教えていただければと思います。

3点目には、スタートしたけれども、思わぬアクシデントがあったとか、こんな課題があるなとかということが出ているか。本当は出るのが普通ですけども、出なければ結構ですが、課題があれば伺いたいと思えます。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 東海林議員さんのグループホーム開設後の実態について、竹内保健福祉課長に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹内義博君） グループホーム開設後の実態についてということで、ご質問にお答えいたします。

まず、1点目につきましては、入居者の就労状況としましては9名全員が一般就労となっております。就労先は、社会福祉法人南宗谷福祉会で7名、商店で2名となっております。一般就労による月額給与につきましては、平均6万円程度となっております。グループホームを利用することでの利用者負担につきましては、応能負担制度による程度区分に

よりおおむね1割の負担額と特定費用、給食費、それから共益費、家賃負担で約4万9,000円から5万9,000円程度となっております。特定費用につきましては、月ごとの精算制となっております。

2点目につきましては、一体型共同生活事業所の運営経費につきましては、本年4月からの運営となったことから、天北厚生園での推計では介護給付費、訓練等給付費、利用者負担等で668万円、特定費用で529万円、年間総額1,197万円程度と見込んでおります。運営経費につきましては、人件費で歳出総体の46%で551万円、事務費では16%で191万円、事業的経費では38%で455万円の運営経費を見込んでおります。

3点目につきましては、現在入居されている方につきましては就労先が確保され、現状での課題としては特になく地域移行が行われております。

以上です。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） それでは、1点目から伺いますけれども、月額給与が平均6万円、これはわかりますが、私が心配しているのは、特定費用についても大体5万から6万かかるわけです。それと、障害者年金の取得がこの程度の人たちですと非常に安い、多分6万か7万だと思うのです。そういった実態から、平均6万円はいいのだけれども、最低はまだ相当低いはずなのです。その辺の実態、最低と最高ぐらい教えてくれないと、平均だけではちんぷんかんぷんと言わざるを得ないと思います。それが1点。

2点目なのですけれども、運営経費でわからないのが191万円という事務費はどこへ行くのですか、その辺がちょっとわかりません。わかれば教えてください。事業的経費、この経費についても、おおまかでいいですから、どういうところに使うのか。人件費は、わかりますから結構です。事業的経費、どんな事業を行って、そこに455万円というのが行くのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

課題がなければ、まことに結構でございます。頑張ってください。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹内義博君） 大体6万円程度ということでございます。最低と最高ということでもありますけれども、ただ今回お聞きした内容での最低の金額につきましてはちょっと参考にならない金額で、たまたま事情がありまして働いていなかったということがあります。これは、4月の給与でいいますと3万円です。それから、最高が7万円という形になっております。それで、大体経費に対してはこの関係で賄われているのかなと思います。それで、障害年金につきましては、2級でいくと月額6万6,000円です。それから、1級でありますと大体8万3,000円ぐらいという状況になっております。

それと、経費の中の事務費につきましては、これは内容的にはきちっとした内容は聞いておりませんが、預金の管理だとか、そういう事務的なものというとらえ方で私は聞いておりましたけれども、これこれこれという内容はちょっと聞いておりませんでした。それから、事業的経費、これにつきましては給食費、それから光熱水費だとか、それから

共同的に使っている日用品、トイレトーパーだとか、そういうもろもろを含めた形で事務的経費というとらえ方で聞いております。

以上です。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 最低の賃金のとらえ方なのですが、3万円というのはそんな安いわけではなくて、私が聞いている範囲では2万円が随分多いのです、他の事業所の中では。実態としてはそういうことなので、町内の企業も頑張ってくれているのだなど。ただ、ここで一番安心していれるのは、法人の南宗谷福社会で働いている人が7名いるわけでしょう。だから、一番安心といえば安心なので、本当はそれがなかったらこれ大変な問題なのです。これについては、今後またグループホームを、何人にするかは別にしてもまたやるという予定になっています、福祉計画においても。そうしますと、どうしても就労先というのが大問題になるわけです。

それと、課長の話では1級と2級がありましたけれども、この程度の人たちは大体1級、2級と見ていいのか、この9人については。でないでしょう、入っている人たちの級は。

（「年金ですか」と呼ぶ者あり）

○3番（東海林繁幸君） ええ。年金でいう1級、2級というとらえ方でいくと、ここに入っている人は1級、2級の人ですか、全部そうだと言っていいですか。それは、わかりました。それではいいのですけれども、問題はせっかく社会生活移行という立派な目的を持ってやったグループホームですから、そういう意味では入っている人に本当に楽しく社会に貢献しているという実感を味わわせられるようなシステムをこれからも努力してつくって行ってやればと思います。

そこで、最後に伺いますけれども、2カ月を経過して、これから冬場にも向かうでしょうし、いろんな面でまた思わぬ経費もかかるかもしれません。町としてこれから福祉計画では、倍増といいますか、それ以上のことになるかもしれませんけれども、検討して、最小限必要な施設はつくるというようなことになると思います。ただ、これは法人が経営するというので、町としてのこのグループホームに対する援助というか、支援というか、その辺はどのような領域でできると考えていますか。例えば財政的なものでもいいのですけれども、そういうことも含めて、今後このグループホームは、これは3年や5年でやめるわけにはいかないと思いますので、相当長い将来にわたって維持していくとして、町としてはどういう面のかかわり方をできるのか、その辺伺って終わりたいと思います。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹内義博君） 今後グループホーム、ケアホームに対してどのような領域で援助できるのかということにつきまして、かなり難しい面があるのかなと。それで、現在は9名に対しては就労の先がありますけれども、今後予定しております人たちに対しての就労場所が確保できるかどうか、障害程度区分によって果たしてどうなのかということも出てきます。そういうことを考え、町としても、地域移行ということですので、その

就労先に対してできるだけの援助をしていかなければならないのかなど。運営経費は別としまして、そういうことで町がまずとりあえずできるのはそういうことになるのかなというところで考えております。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） わかりました。これは質問ではありませんけれども、課長にとっては福祉施設という位置づけで、自分たちの公的な施設ではないという思いはあると思うのですけれども、少なくともこの施設については町の意向ででき上がってきているものですから、私ども議員からもそういう意味では課長に対してどうなっているのと聞くことがこれからもあると思います。そういう意味では、内容を聞いていないからわからないでは困るので、きちっと把握しておくべく準備だけはしておいてください。よろしくお願ひします。

それでは、2番目のそや自然学校の運営について伺いますが、さきに本多議員からの質問もありまして、おおむねわかるようにはなっておりますが、せっかく答弁で事前協議、私の質問に対しても一応の答弁は考えていることと思いますので、私も申し上げますけれども、当初予定していなかった宿泊施設というのができました。皆さんどう思っているのか私よくわからないのだけれども、宿泊施設というのは教育施設の中でも非常に特殊な教育をする場であるわけです。同じ集団教育であっても、宿泊を伴うものについては教育効果だとか、そういったことでは相当違う面が出てくるわけですので、あえて聞くわけですが、今までそういう思いでやっていたことが突然出てきた。ただ、教育を行う者、社会教育を行う者にとっては、本来は非常に願ってもない施設なのです。今まで寺子屋だったのが立派な学校ができたこと以上に、これは教育の質的なものでいうと違うのです、ご承知だと思いますけれども。そういう違いがぼかっと出てきたときに、担当者はびっくりするし、それに対してどういう対応をすべきかという教育カリキュラムの編成だとか、そういったものに苦心をするのは当然なので、大変だと思うのですけれども、その内容、変わった内容は想定しているのかどうか、今の時点で考えられているのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

それと、私ども住民側にとっては、ただ1日来て、学習しましたよ、体験しましたよでまた帰っていくのと、宿泊を伴うということはそこに営みができるわけですから、当然経費も余分にかかる。それは、回り回れば地域活性化にもつながるだろうなという期待をするわけです。それで、宿泊施設を経費をかけてつくったということは、町も経済的負担をしたわけです。経済効果なんていう言い方をしたらちょっと身もふたもない話になりますから、経済効果や教育効果も含めてうまく施設の効果的な効率的な活用をする上においては、早くからの広報活動も必要だと思います。この件については本多さんの質問でも出ておりましたから特に求めませんけれども、一番大事なのはこういったスタイルに変えた事業効果をどう読んでいるのか、どう見ているのかを伺いたしたいと思います。

以上です。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） そうや自然学校の運営について、小林まちづくり推進課長に答弁をいただきます。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

今年度からそうや自然学校経営計画というものを定めて運営に当たっていこうというふうにしておりまして、実際に定めております。この中で、もともとこの計画自体が宿泊研修施設が確定する前の段階でつくられていたというところから、内容的にはキャンプを基本に町外の教育委員会や学校、子供会などの企画事業の受け入れというような内容になっておりまして、主催事業として町外への派遣、利尻富士町への派遣事業、冬キャンプというようなものを想定するにとどまっております。先ほどちょっと補足的な質問があったかと思うのですが、今後宿泊施設として対応する研修につきましては、スタッフの中ではもともと宿泊型でやりたいという強い希望もありましたので、その辺についてはある程度準備がなかったわけではありませんけれども、今改めてその辺を精査して事業計画を組むというような流れを考えております。

自然学校の広報活動につきましては、既存のパンフレットのほかに詳細な案内を盛り込んだパンフレット案を作成し、配布の準備をしています。また、近隣の教育委員会や学校関係者等には既に周知を図って、利用の呼びかけをしてきています。5月末で改修工事の詳細な設計が固まったので、その内容を盛り込んだ最終版のパンフレットを完成させ、さらなる広報活動に取り組んでいきたいというふうに考えております。

事業効果につきましては、今年度の予算編成時に今後の目標を定めた利用計画を作成しております。今後宿泊施設整備に伴う見直しを行うこととなりますが、来年度以降における料金体系についてはまだ確定できない。検討段階ということになります。22年度予算に向けて料金体系を含め見直しを図り、新たな長期的な利用計画及び各年度の経営計画を定めていきたいというふうに考えております。経済効果、教育効果というお話がありましたけれども、今申し上げた現段階で持っていた計画はどちらかというと日帰り中心の事業を含んできているところがありますので、今回の宿泊施設型の利用形態というものを踏まえた経済効果というようなものの策定には至っておりませんが、できるだけ早目にその辺については定めていきたいというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） わかりました。いろんな意味で担当者も突然わいたようなことなので大変だと思いますが、頑張っていたきたいと思うのですが、もう少し基本的なことを聞きたいのですが、この施設は道教委の社会教育主事の派遣を受けているということからすると教育施設なのかなという位置づけは考えられますが、そうしますとそうや自然学校の校長はどなただったのか、それからその校長の任命権者はどなたなのかがまだわかりません。それをちょっと教えてください。でありますから、教育長や教育

次長はそうや自然学校とどんな関与の仕方をしているのか、それも見えません。それを教えていただければと思います。

それと、今急遽3,000万円程度の宿泊施設を内部改修してやるというのですけれども、これ内容は、わかったのですか。先ほどの工事の議決事項は議会とは関係ありませんよということの3,000万ですからいいのだけれども、大まかな青写真ぐらいわかれば、これみんなに見てもらったほうがいいと思うのです。どんな間仕切りして、何人定員で、どんなふうになるのかぐらいは議員の皆さんに知らせておいたほうがいいのかなと思いますので、わかればそういうふうにしてください。

それと、この答弁の中で料金体系なんかは来年度以降だと言っているのだけれども、来年までできないのですか。今年度いっぱいかかるということですか。でき上がったら、すぐ料金体系が必要ではないのですか、来年度以降ではなくて今年度にも。その辺ちょっとわからないのです。よろしくお願いします。

○議長（石神忠信君） 小林課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） この施設につきましては、町長部局のほうで設置した施設でありますけれども、議員ご指摘のとおり教育的な側面を持った施設、主にかかわっている職員が道教委から派遣をいただいている社会教育主事でありまして、町のほうから委託しているNPOの職員や観光協会の職員と一体となって活動しているというちょっと変則的な施設に現状なっております。ただ、そういう面にとらえればそうなのですけれども、ある意味縦割りを排した社会教育から環境教育、自然体験、ツーリズムというところに至る横の連携を果たしていくというような施設という位置づけもあるということがあります。

学校長の位置づけについて現段階で明確な任命、任用の仕組みというのを定めておりませんけれども、今年度につきましては教育長になっていただいて、教育委員会とも必要な事業について十分協議、相談の上で事業を進めているということでもあります。

それと、内部改修については、中原参事のほうで用意していると思います。

それと、料金体系でありますけれども、一応現段階で1日の利用料金についての定めがありまして、その料金に基づいて、1日300円ですか、それに基づいてやっているということでもあります。それで、宿泊施設のオープンと同時に新料金体系にということも内部で協議したところではあるのですけれども、先ほど申し上げましたようにまだ十分に事業内容を固め切っていないところもありますので、いろいろ試行的に取り組みながら、新しい料金体系については22年度からというような考え方で進めているということでもあります。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 宿泊施設になるという前提で工事をもう始めたり、その工事がいつ終わるのか……先に聞きます。

○議長（石神忠信君） 先に中原参事のほうから改修内容の説明をお願いします。

(「図面か何かないの、焼いてくれればいいわ。焼いてくれれば、それはそれで終わります」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 所管事務調査でそれ上げていますので、そのときまた。それは配付してもらうことで、そうしたら質問続けてください。

東海林さん。

○3番(東海林繁幸君) それで、これ工期いつでしたか。

○議長(石神忠信君) 中原産業建設課参事。

○産業建設課参事(中原直樹君) まずその前に、入札については6月9日に予定をしております。工期については、7月24日で設定をしております。

○議長(石神忠信君) 7月24日。

(「7月にできる」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) できます。

東海林さん。

○3番(東海林繁幸君) それで言っているわけで、できてしまうのでしょうか、7月に。そして、まさに夏休み、子供たちの活用を見込まなければならないわけでしょう。こんなことを宿屋のどんな考えるか。7月に旅館できるのだけれども、料金も考えない、そういうことが行政の問題があるところとして指摘される場所なのです。子供たちだって親だって期待していると思うのです。だから、主催事業はなかなか簡単にはできないにしても、自主事業の受け入れ、自主事業おわかりでしょう、自分たちで計画した事業を自主事業というのです、こういう少年の家や青年の家では。ですから、その受け入れだけは、ぜひ夏休み期間中も含めてこれから受け入れてあげなければならないと。そのときに、時期を迎える前にとって工期も早めているのだと思うのです。そのときにまだ料金体系はできていません、来年度からだというのは、住民としても何か変だなと感じるのではないのでしょうか。幾らで泊まっただけですよ、皆さん、自分でいろんな計画して学習計画立てて利用してくださいと言わなければならないと思うのですけれども、ちょっと納得できませんけれども。

○議長(石神忠信君) 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(小林生吉君) 今期について一切何もしないということではありません。現段階でしっかりとした経営計画に盛り込んだ事業として盛り込めていないというところがあるということです。ただ、今回整備の内容も明らかになっておりますので、これから改めて積極的な活用について検討していきたいというふうに考えております。

○議長(石神忠信君) そのことを聞いているのでないと思う。

(何事か呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(小林生吉君) 今期に関して言うと、各学校とかに本来であれば3月とか、もっと早い段階で周知をしていくというようなことでありますけれども、この

段階で21年度の料金等を示した計画というものを示して、そういう中身を整理して周知を図って行くことができなかつたというようなことから、今年度については前年度の料金を据え置いて進めたいということでありまして、内部的には新しい料金体系等についての検討は進めておりますけれども、それらに関しては22年度からしたいということでありま

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 再々質問したことになるのだけれども、町長、続けて答えてくれませんか。

○議長（石神忠信君） 不明な点をちょっと言ってください。

○3番（東海林繁幸君） まだ未完成だとかというのなら、わかるのです。それから、今年度を試行期間とするという現前としたねらいがあって、試行期間にどうぞお使いください、無料ですよという、そういう目的があってやるというのならわかるのだ。そうではなくて、ある施設ができ上がった段階で、その使用料金の体系をつくらないという理由が、今私が言ったような理由が現前とあるから、来年度から改めてやりますというのならわかるの。でき上がったものに対する体系をつくらないという、その理由がわからないのです。わかりますかね、皆さん、私はわかりませんよ。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 私から補足をいたしますけれども、21年度はそうや自然学校については1日使うと200円だったか300円、値段を決めて、それぞれいろんな関係団体に周知をしてきたわけです。それで、ことしは当初宿泊施設だとかということは計画しておりませんでしたから、そういうことで利用される団体、またはいろんな各種関係機関に連絡をしてあるので、7月いっぱいまで宿泊施設が完成されるのですけれども、その利用する人たちには、来年から使用料等については宿泊施設も整備されたので変わりますと、そういう周知をすると、そういうことを踏まえて、ことしは今現在の決められてある使用料等で運営をしたいと、こういう担当の考え方があります。東海林議員さんの考え方からいくと、まだ2カ月もあるのだから、その間に使用料等を見直して新しい使用料をつくれればいいのではないかと、こういうようなお話だと思います。しかしながら、担当としては、来年以降少しでも多くの利用をしてもらおうという考え方からいくと、ことしは今までの現料金で使用してもらって、来年からは新しい料金になりますよと、そういう周知をことしいっぱいしていきたいと、こういうような考え方がありますから、双方それぞれに考え方があると思いますけれども、ことしはサービス期間だと、そういうとらえ方をさせていただいてご了解をいただければ大変ありがたいなと、このように思います。

○議長（石神忠信君） 以上で東海林さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受け付け番号6番、議席番号1番、西原さん。

○1番（西原史騎君） 今回3点質問することになっているのですが、大きく1つのものだと思ってください。町が今いろいろな交流事業を行っていると思うのですが、観光施設

等々を初め、そういったものについて利用や、あと町外から来た人たちが中頓別に来たときに思うようなことを移住者の視点で書いてみました。

それでは、1点目です。公共施設誘導看板について。平成19年12月の定例会で公共施設の誘導看板、サインの整備、補修をするべきと質問したところ、前回観光施設とも言っていたのですが、今回は少し広く公共施設というような形で言わせてもらっています。質問したところ、調査チームをつくり、職員で取り組むと明確な答弁を町長からいただいております。しかし、平成21年度になっても何一つ看板類が変わっておりません。看板は、場所を示すとともに旅行者など中頓別を訪れた方が迷わないように自治体が行う最低限のおもてなしではないでしょうか。国道わきに崩れかけた看板が放置されている町村では、交流はもとより移住政策に取り組んでいるとは言えないと考え、次の点を伺います。

1、劣化して読めないものだけではなく、放置され、危険物となりかねない看板もあります。観光客が多数訪れる7月中旬までに主立った数点だけでも整備、補修あるいは撤去する必要はないでしょうか。

2つ目、行政が取り組まないあるいは取り組めないのであれば、住民活動として有志グループを募り作業を行いたいと私のほうで今考えていますが、そのような住民活動との協働あるいは支援をしていく考えはあるか伺います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 西原議員さんの公共施設誘導看板について、小林まちづくり推進課長に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

町内の看板については、一昨年に全町調査を実施し、台帳を作成し、昨年秋には観光協会にも協力をいただきワークショップを行い、問題点等の洗い出しを行ってきました。現時点では、その結果に基づく改善には着手できていませんが、財源等を踏まえながら、順次できるところから手をつけていきたいというふうに考えております。ただ、危険と判断される看板については、速やかに改善を図りたいというふうに思います。

2点目であります。行政として取り組まないということではなく、観光事業の中でも優先順位をつけながら順次取り組んでいくので、もうしばらく時間的な猶予をいただけないかというふうに考えているところでもあります。それでは遅過ぎるということから、有志の方が取り組まれるというご意向があれば、それに関しては積極的に協議、対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 西原さん。

○1番（西原央騎君） それでは、再質問させていただきます。

平成19年12月にこのような提案を私のほうから行っているのですが、調査はした。ただし、実行がまだなされていない。それまでもうしばらくということなのですが、例えばことしの夏までに何点か国道沿いに、実はきょう写真を撮っているのでも大きく引き伸ば

そうかと思ったのですが、余りにも寒々しいということで、ちょっと嫌み過ぎるなと思ったのでやめたのですが、1点、2点崩れている看板が既にあるのです。道を示すというよりは、ただ崩れかけて放置されている状態。そういったものを国道沿いの何点かでもいいので、ぜひ取り組んでほしいなと思いますし、もし取り組めないのであれば住民グループで何とかしたいなと実際思っています。ことしの夏までに対応としてできるかできないかという点について確認したいと思います。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） ご指摘の看板箇所等もある程度把握しておりますけれども、すり合わせというか、確認をさせていただいて、今おっしゃった点については、手作業でできる範囲になるかもしれませんけれども、おっしゃるように対応させていただきたいというふうに思います。対応したいと思います。

○議長（石神忠信君） 西原さん。

○1番（西原央騎君） ぜひ対応してください。

あと、再々質問というような形でもないのですが、その結果、看板類いろいろ調べてワークショップを行った結果というのが出ていると思うのですが、おおむねどういった結果を得ているのかということは何点か教えていただければと思うのですが。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 昨年行った調査というのは、町外から入ってこられる方を音威子府方面、それから稚内方面、それから知駒、それから歌登というふうに4方向から実際に車で移動いたしまして、主要な観光施設である鍾乳洞だとか砂金掘り体験場だとか温泉、そういったような施設に行くまでの案内がわかりやすくなっているかどうかというようなことを中心に実際に走りながら、1個1個看板を確認しながらやったというようなところで、まだその結果をどう改善するというふうにまとめているわけではありませんけれども、明らかに例えば知駒からおりてきたときに最終的に国道にぶつかったときの案内だとかそういったところでわかりづらい箇所があるとか、それから多分議員ご指摘の看板は寿にある看板であったり上駒にある看板なのではないかと思っておりますけれども、木造で老朽化していて字も判読できないというような、去年一部寿にあるとれて朽ちたような部分を撤去したというようなところありますけれども、そういったような老朽化のため字が判読できなかったりする看板があると。あと、詳細に見ると看板の中にある案内でこういう情報があったほうがいいと、それが漏れているとか、そういったような点などについて一応成果として上がっております。今年度以降それらの改善についてどういう方策をとっていくかということについて協議をしているところでありますので、その辺についてもそう時間をかけないで対策をお示しできるようにしたいというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 西原さん。

○1番（西原央騎君） それでは、2点目の質問に移ります。

2点目、空き家や放置車両の撤去について。中頓別町は、人口減等に伴い、道路わきに

空き家が目立ちます。また、河川わきや牧草地などには、使われていない車両などの放置が見られます。建造物などの撤去については、所有者が遠方へ移住したり世代が変わると整理することが困難になります。景観政策として助成制度を設け、積極的に放置建造物等、空き家、車両、粗大ごみ等の撤去に取り組むべきではありませんか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 空き家や放置車両の撤去について、小林課長に答弁をいただきます。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

放置された建造物等の除却については、平成12年度に制定された廃棄物の処理及び環境美化に関する条例で空き地、空き家の管理に関する義務が明記され、13年には廃屋解体撤去助成条例を定めて5年間の時限立法で取り組んできたところで、その間で37件の廃屋が解体除去されております。しかし、ご指摘のとおりいまだに解決できないものも多くあるのも実態ですので、その解決方法について、少し時間をいただいて庁内で改めて検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 西原さん。

○1番（西原央騎君） それでは、再質問させていただきます。

37件の解体除去となっておりますが、これは大きな農機具等も含むというような形での話だと聞いております。そのような中で、例えば先日もクリーン作戦などがありましたが、河原に車があった。この放置されている車をどうしたらいいのだというような話をしても、実際はいや、難しいので終わってしまっているのです。あと、今敏音知の町なか、観光の場所、温泉があり、コテージ施設等もある場所です。その場所が移住政策でも使われているのですが、先日少しゆっくりと歩く機会をつくりまして、ちょっと歩いてみたのですが、観光施設、またおためし暮らしの施設がある場所でありながら、歩くと空き家、ガラスの割れた空き家や屋根も柱もつぶれて放置されている家、そういったものが目立ちます。実際住んでいる方よりもそういった放置されている家や放置されている建物のほうが多いというのがあそこの地域の今の現状であります。そのような中、移住者あるいは観光客、その皆さんが歩かれて、観光ぐらいならまだいいと思うのです。ただし、ここに住もうかなと思ったときに、ほとんど廃屋だなど、歩かれた方がここいいところだ、住もうかと本当に思うのかなというのが改めて歩いてみての実感でした。僕は中頓別が非常に気に入って住んでいるのですが、本当にこれからお勧めだよと言うにはなかなか難しい条件もあると思うのですが、移住政策に取り組む場所としてまず敏音知地域を今回事例に挙げましたが、あの場所の地域一帯をどう考えていくかというのが必要だと思うのですが、ポイントとして、まず敏音知地域を見た場合、あの地域の1軒ずつでも、一つの大きな粗大ごみずつでも片づけられないのかなと思うのですが、全町でというと予算もあってなかなか難しいと思うのですが、ポイントを定めて政策として取り組んでいく可能性はあるのかなのか

お伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 建前を言っただけで何もしないというふうにとらないでいただきたいと思いますが、一義的に土地の所有者、管理責任者において適切に管理すべきという義務があるというふうに思います。確かに、既に所有者が亡くなられて相続も明確になっていないようなところに放置物があったり廃屋があったりというような状況に至ると、だれが第一義的な当事者なのかということが特定が難しいというような状況もあるというのも実態だというふうに思います。以前もつぶれた廃屋について管理者に対して町から適切な処理をとということで、本来であればもっと厳しい文書、対処もあったかもしれませんが、所有者側に送って改善を求めたというような経緯もありますし、現在在住者においても同じような事例がありますが、今残されたものにつきましては少なくとも簡単に助成制度を設けて、それを利用して除却するというようなことを期待できるものというのはかなり難しいのではないかとこのように思います。そういう面では、従前取り組んだ取り組みとは違った考え方を持たないと、議員がおっしゃるような改善に結びつくというのはちょっと難しいのかなというふうに思います。そもそも今放置されたと指摘されているもの等が公共的な意味で何らかの支障があったり不良とみなす、そういったような判断基準も1つ持つ必要があるというふうに思いますので、どういう視点からこの問題を整理をして対処すべきかということについて、先ほど申し上げましたように少し時間をいただいて庁内で協議をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 西原さん。

○1番（西原央騎君） 以上で2点目の質問を終わろうと思いますが、取り組んでから10年、20年、そういった期間がかかる取り組みになると思いますので、来年、再来年と言わずに常に考える意識を持っていただければと思います。

それでは、3点目です。移住、定住政策、おためし暮らしについて。少し疑問も感じる点がありましたので、一般質問させていただきます。中頓別に暮らして移住、定住を考えてもらうおためし暮らしは、応募者が多く、可能性には期待していますが、施設利用への疑問を感じています。おためし暮らし参加家族の宿泊予定施設としては、旧教職員住宅、これは敏音知地区、あと高校の跡地利用などもあるようですが、それらの利活用や観光閑散期、7、8月以外のコテージ活用という内容であったと思います。しかし、ことしの夏休み期間については、コテージ4棟のうち2棟がおためし暮らしへの提供となっており、町内に宿泊施設が少なくなる中、観光客はもちろん町民も親戚や知人の宿泊先としての利用は難しくなるのではないのでしょうか。私は、このような政策の進め方について、町民の知らないところで進められているように感じています。おためし暮らしの今後の施設利用の方向性と具体的な数値目標、何年取り組み、何組の移住者を目指すのかについて伺います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 移住、定住政策のおためし暮らしについて、小林まちづくり推進

課長に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

おためし暮らしの取り組みは、移住促進の目的で始めたものではありませんが、観光や避暑を目的とする長期滞在型の利用申し込みがあったことから、交流人口の拡大及び閑散期の観光施設有効活用につながると判断し、管理している観光協会と協議しながらコテージの活用を図ってきたところですが、おためし暮らしを他の目的に優先させるというつもりではなく、コテージの稼働率を最大限引き上げる方策として長期滞在を優先するように、閑散期という、ももとの趣旨はそういうことでありますけれども、優先するように働きかけてきたものであります。ご指摘のようなご批判があったことを重く受けとめたいというふうに思います。今後のおためし暮らしについては、これまで利用してきたコテージや敏音知地区の住宅のほか、中頓別市街地やその周辺での空き家等の活用を考えています。これまでの3年間の取り組みで、ようやくことしに入って1件の移住が決まりましたけれども、これもふるさと雇用再生特別交付金事業があつてということでもあり、結果を出すというのはなかなか難しいというふうに考えております。そういう意味で、具体的な数値目標を立てるということは難しい面があるということでもあります。当面1年に1組以上を目標に、移住や2地域居住につながるように取り組んでいきたいというふうに考えています。

○議長（石神忠信君） 西原さん。

○1番（西原央騎君） それでは、再質問させていただきます。

移住政策を進めようと思えば、間違いなく仕事の提供というのが一番重要であつて、地域や家とか、そういったものは2次的なものなのではないかと思ひますし、担当も含めて十分それは理解されているとは思ひます。ただ、今回コテージの閑散期の利用ということで非常にいい取り組みではないかと思ひていたのですが、7、8月に少ない宿泊施設を当ててしまうということは、例えば私観光施設に勤めていましたのでコテージの状況はわかるのですが、7、8でコテージに大体400人前後のお客様が来てくださいます。そのうち4人用2棟を今回1家族なり2家族なりに貸し出してしまふのですが、その期間、200人とはいかないのですが、7、8での150人前後の利用がコテージはあります。そういった利用者があるところのものを割いてまで平日の利用や閑散期の利用にしようと言つていた政策のために使うというのは、せつかく来てくれる交流人口を減らしているのではないかと思ひます。昨年そうや自然学校での交流人口が延べ1,500人程度というような数字を先ほど示してくれましたが、それほど大きな宣伝もせず150人来てくれた方がことしは来れないとなれば、そこからつながってくるものがなくなるのではないかと、交流事業をしよう、移住、定住事業をしようというのに交流人口を減らしてしまう結果になっているというのは、少し本末転倒ではないかなと感ずるのです。来年以降どのように使うのか、来年以降もコテージ等は優先して使つていくのかどうか、その辺について確認

させていただきます。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） ご指摘のとおり、あくまでも閑散期対策として始めて、7月の下旬から8月の中旬ぐらいまで集中する期間を除いた期間で、少しでもコテージの活用にもつながるということで始めたのですけれども、現実はこちらに来たいという方の要望の中で今申し上げたコアな7月下旬から8月中旬というところにどうしてもかぶって滞在したいというような希望があって、そのような対処も結果としてしてきたということです。去年は、例えば7月の下旬にはかぶるけれども、7月の初めから来てくれるとか6月の下旬から来てくれるというような人がいるのであれば、トータルで見ると稼働率が非常に上がるというような側面もあるかなというふうな見方をしていたのですけれども、ことしはご指摘のとおり2組がちょうど一番いい時期を中心に入っているというような結果になっております。まず、それを事実として認めておきたいと思います。その上で、改めて管理している指定管理者、観光協会を含めて、コテージの活用としてより高い収益を上げるための仕組みの中でおためし暮らしがどういうふうに位置づけられるのかというようなところについて、十分協議をしたいというふうに思います。その上で運営を図っていきたいと思います。その中で、今ご指摘のあったようにたくさんの交流人口を、この間日帰りとか1泊とかが多い利用だとは思いますが、そういう方を受け入れる効果というようなことも十分はかって、一番いい形というものを模索をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（石神忠信君） 西原さん。

○1番（西原央騎君） 以上で質問は終わりにしたいと思うのですが、中頓別で移住、定住、1年通して暮らそうという方がもしいらっしゃった場合、まず第一は冬を体験してもらうのが一番かと思っておりますので、涼しくて本州では考えられないような快適な7月、8月来たいというのもわかるのですが、冬こそ来てくださいと勧めるべきではないのかなと個人的には思っています。今回1組移住者が決まったということで、私もこのような指摘ばかりではなくて応援していきたいと思っていますので、頑張ってくださいと思います。

以上で終わります。

○議長（石神忠信君） 以上で一般質問は終了しました。

一般質問が終わりましたので、議場からのテレビ中継を終了いたします。

ここで3時50分まで暫時休憩にいたします。

休憩 午後 3時37分

再開 午後 3時47分

○議長（石神忠信君） 時間前ですけれども、それでは全員そろっておりますので、休憩

前に戻り会議を始めます。

◎議案第1号

○議長（石神忠信君） 日程第15、議案第1号 平成21年度中頓別町一般会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第1号 平成21年度中頓別町一般会計補正予算につきましては、遠藤総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第1号 平成21年度中頓別町一般会計補正予算についてご説明いたします。

平成21年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出の補正、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ3,717万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ29億7,059万1,000円とする。

次に、事項別明細書、歳出から説明させていただきます。事項別明細書、歳出、6ページをごらんいただきたいと思います。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額に251万1,000円の追加補正で、内容は1節報酬で自治基本条例策定委員会報酬として8万2,000円追加、13節委託料で給与管理システム更新に伴い、関係経費を新たに計上するものです。

4目財産管理費では、既定額に190万円の追加補正で、内容は15節工事請負費で旧小頓別消防番屋解体に要する経費を計上するものです。

5目企画費では、既定額に660万の追加補正で、内容は地域新エネルギービジョン策定等事業関係経費として、8節報償費で地域づくり研修会講師謝金等で36万4,000円、9節旅費で87万円、これは地域新エネルギービジョン策定事業における費用弁償と普通旅費及び地域づくり研修会講師に係るものであります。11節需用費では、地域づくり研修会及び地域新エネルギービジョン策定事業に係る消耗品等を計上したところであります。12節役務費では郵便料を、13節委託料では地域新エネルギービジョン策定等事業委託料として485万1,000円を計上したところであります。

12目開拓100年事業費では、新たに1,790万円を計上、予算書においては予定している各事業における事業費を各節ごとに振り分けて計上しておりますので、別紙資料、皆さんのほうに内訳書が行っていると思いますが、シンボルマーク、キャッチフレーズ事業の中では科目は報償費、旅費、需用費というふうに分かれていますので、これらを今回予算書の中では各事業ごとに各節に振り分けて計上させていただいております。報償費では627万円の計上で、主には記念式典等に関する表彰盾及び記念品などの事業費を中に

含んでおります。また、一番下の公演料につきましては、これは芸術鑑賞事業等々の部分、それと健康づくり講座に関する部分の報償費がこの中に含まれております。9節旅費では37万1,000円の計上で、これに関してはシンボルマーク、キャッチフレーズ事業あるいは中頓別学等々に関する事業費の計上であります。それから11節需用費では、印刷製本費として記念式典に関する部分、これは式典のときのパンフレット等の作成部分、あるいは消耗品、それから祝賀会の食糧費、印刷製本費で大きな事業関係分というのは、これは自然ガイドブックの作成に関する印刷製本費等がこの中に含まれております。12節役務費では2万3,000円の計上で、これは式典に関する取り扱いとなっています。それから、13節委託料では210万円、これについては自然ガイドブックの編集委託料や中頓別学のテキスト編集の委託料がその中に含まれております。16節原材料費の100万円につきましては、これは記念植樹の部分であります。それから、18節備品購入費につきましては、主には子育て絵本プロジェクトに関する絵本あるいは書架等の購入費としての部分であります。それから、19節負担金補助及び交付金につきましては、町民から公募いたしました事業に関する補助金として75万円を計上したところであります。

4項選挙費、4目衆議院議員選挙費では、新たに36万8,000円を計上、解散総選挙あるいは9月10日に任期満了となる衆議院選挙に対応するための経費を計上したところであります。

3款民生費、1項社会福祉費、4目障害者福祉費では、既定額に92万7,000円の追加をするもので、内容は13節委託料で制度改正による障害者福祉システム改修委託料35万7,000円を、相談支援体制充実・強化事業として57万円を計上するものであります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目母子衛生費では、既定額に95万2,000円を追加するもので、内容は13節委託料で妊娠一般健診委託料を、20節扶助費で同助成金をそれぞれ計上するものです。

3目環境衛生費では、既定額に98万円の追加で、内容は19節で合併処理浄化槽設置整備事業補助金を計上するものであります。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費では、既定額に154万円の追加で、8節で食育関係講師報償費として6万円を、9節旅費では講師費用弁償等26万2,000円を、11節需用費では印刷製本費や消耗品等39万3,000円を、12節役務費では郵便料を、18節備品購入費では複写機の購入費82万1,000円を新規に計上するものです。なお、食育に関する推進事業につきましては、別紙資料を添付させていただいておりますので、後ほどごらんいただければというふうに思います。

3項中学校費、1目学校管理費では、既定額に32万7,000円の追加で、内容は13節で旧小頓別小中学校の廃棄する薬品処分委託料を新規に計上するものです。

4項社会教育費、3目社会教育施設費では、既定額から14万6,000円の減額で、図書室の管理を自治会連合会に委託することとしておりましたが、受け入れていただくこ

とができませんでしたので、今回臨時職員賃金として組み直したものであります。

歳出合計、既定額に3,717万9,000円を増額し、29億7,059万1,000円とするものです。

次に、4ページの歳入をご説明いたします。14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目衛生費国庫補助金では、新規に14万7,000円を計上するもので、内容は循環型社会形成推進交付金です。

3項国庫委託金、1目総務費委託金では、既定額に368万7,000円の追加で、衆議院議員選挙費委託料として計上するものであります。

15款道支出金、2項道補助金、1目民生費補助金では、既定額に92万7,000円を追加補正するもので、内容は障害者自立支援対策推進費補助金です。

3目衛生費補助金では、新規に135万5,000円の計上で、1節で健康推進事業補助金で90万円を、2節で妊婦一般健康診査補助金で45万5,000円を計上。

18款繰入金、1項2目まちづくり基金繰入金では、既定額に1,450万円を追加するものです。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金では、前年度繰越金584万6,000円を追加するものであります。

20款諸収入、5項1目雑入では、既定額に1,000万円補正するもので、内容は北海道市町村振興協会補助金300万円、開拓100年記念祝賀会参加者負担金で40万円、地域づくり研修会開催支援金60万円、地域新エネルギービジョン策定等事業費補助金600万円をそれぞれ計上するものです。

歳入合計、既定額に3,717万9,000円を増額し、補正後の額を29億7,059万1,000円とし、歳入歳出のバランスをとったところであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

西原さん。

○1番（西原央騎君） 歳入歳出それぞれに地域新エネルギービジョン策定とあるのですが、先日立派な冊子が渡されて、内容を見ているのですが、この事業、ビジョンを策定する段階で終わるのかもしれませんが、どのようなものを中頓別に残したいということで行うのでしょうか。お金の出し入れとしては負担はないのかもしれませんが、職員も結構な仕事量だと思いますので、こういった目的のため、将来何を残すためにやるのかということをご説明ください。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） ご質問にお答えしたいと思います。

地域新エネルギービジョンにつきましては、まず地域にある自然エネルギー、そういうものの可能性というものを実際どうなのか、あるのかないのかということを含めて把握すると、あわせて報告書にもありましたように現状地域においてどのようなエネルギー負荷

が実際にかかっているのか、そういったような実態も明らかにすることができたのではないかと、昨年度事業の中で成果としてあったというふうに思っております。それらを受けて、この地域の産業特性、そういうものを十分に踏まえ、立地条件、自然環境を生かしてエネルギーを地域で少しでも自給できるような仕組み、そのことを通して地域の中での企業化、雇用の創出、そういったような可能性を探っていきたいということでありまして。今回重点ということで、昨年はすべての新エネルギーの賦存量を調査して、それぞれの活用方策というものにどのような可能性があるかというようなことを総花的にまとめたものがありますけれども、今年度の事業としてはその中でもバイオマス、これは地域の基本産業であります農業、林業、そういったものの副産物から活用した新しい可能性というものを模索できるのではないかと、そういったようなことから、そこに重点を絞って改めて可能性調査を行いたいというものであります。

○議長（石神忠信君） 西原さん。

○1番（西原央騎君） バイオマスとありますが、ふん尿等の活用というような要点に絞った取り組みにことしはなるのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） バイオマスについては、今おっしゃった家畜系のバイオマスだけではなくて、木質系、林地残材などを活用したペレットストーブみたいなものの加工、チップの状態で使うということも考えられるかもしれませんが、そういったもの、去年の調査の中ではその2点について地域的な特性として、優位と言えるかどうかわかりませんが、出ておりましたので、そういったところから考えられないかということを中心にしていきたいと思っております。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 100年記念事業についてですけれども、内訳見まして、いよいよ固まったのだなというふうには思うのですけれども、固まったのだけれども、何をやるのかわからないというのがあるので、1点は芸術鑑賞事業の内容、それとも一つですけれども、記念事業協賛助成事業というので、これは公募分というふうになってはいますが、各種団体が自分たちの懐ぐあいのできる範囲でしか見なかったあの事業がある意味ではいや、それではなかったのだというふうな修正の意見も聞いたのですけれども、記念事業協賛助成事業の中でこれから詰めていくときに、まだ多く欲しいのだとか、少なくともいいのだということも起こり得るだろうと思うのですけれども、この事業の内訳書の固まりぐあいはどんなふうを考えているのか、もうコンクリート化されてしまったと思っ

ていいのでしょうか、その辺伺いたいと思います。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 芸術文化の鑑賞の部分については、教育委員会のほうで答えてもらいます。

今の最後の部分について、記念事業の協賛に関する助成事業につきましては、町民の公

募によって約25万の助成を当初から依頼をされておりまして、それについては依頼どおり町としても認める考え方で予算化をさせていただきました。そのほかにも、今までのお話の中でもありましたけれども、事業内容の見直し等によってある程度検討すべき余地が出てくる部分もあったり、それから新たに事業として、特に町のイベント等における事業等での予算化の希望が出てきたりというのが考えられますので、その辺を踏まえて今回75万円の予算を計上したということでもありますので、ご理解いただければと思います。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） 芸術鑑賞事業でありますけれども、現在札幌交響楽団の公演を計画しております。既存の予算も一部使いながら、今年度150万円で現在日程調整を図っているところであります。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 先ほどの私の一般質問とも関連するのですがけれども、総務費で報酬が計上されています。企画費で報償費。それで、開拓100年のほうが選考委員謝礼と、選考委員はどのような位置づけになっているか、選考委員の選任についての資料を見ていないのでわからないのですがけれども、先ほど町長も言われたとおり不備があると、条例が必要だということを認識しているわけで、このままこの予算どおり執行するつもりなのか。そこら辺私は整備してから執行するならされたほうがいいのかなと思うのですがけれども、その点ちょっとお聞きします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 報酬の自治基本条例の策定委員会の報酬の関係については、当然附属機関という。先ほどお話をさせていただきました。そういう意味では、条例が必要かなと思います。そういう意味で、条例を制定をするということを前提にしながら、予算の執行については慎重を期していきたいと、このように考えていますし、報償費の関係については報酬ではありませんから、改めて条例をつくったりなんかする必要はないのかなと、このように認識をしているところでございます。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） それで、私もちょっと報償が気になったのです。だけれども、恐らくこれは今までの委員さんとメンバーは同じなのでしょう。

（「地域新エネルギーですか」と呼ぶ者あり）

○6番（柳澤雅宏君） そう。

（「ほぼ同じ」と呼ぶ者あり）

○6番（柳澤雅宏君） それで、過去においては報酬で支払っているのだよね、今まで。今度それを報償とするならば、そこら辺きちっと整理したほうがいいのではないかなと思うので、今までにおいては報酬で支払っているの、そうすると何でここで報償になったのだということにもなると思うので、その点の整備というのはどういうふうに判断したらいいの。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 申しわけありません。前年報酬で今年度報償費で組んでいるところについて、特段問題だということで予算の節をかえたというわけではなくて、違っているということも今のご質問で把握した次第でして、いずれにしましてもこういう審議機関等の報酬、費用弁償等の取り扱いについて問題点を十分整理して、その対処を総務課のほうとも協議して、確定した上で予算執行するようにしたいと思います。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第1号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 平成21年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第16、議案第2号 平成21年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第2号 平成21年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきましては、竹内保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹内義博君） 議案第2号 平成21年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてご説明させていただきます。

1ページをお開きください。平成21年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万3,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2,680万3,000円とする。

それでは、5ページをお開きください。歳出の事項別明細からご説明いたします。3款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、1目 保険料還付金、23節 償還金利子及び割引料では、科目の新設で9万3,000円を計上するもので、前年度賦課保険料還付金を計上し、被保険者に平成20年度分の保険料を還付するものでございます。本来ですと平成2

1年度の当初で予算措置をすべきところ、漏れていたということで今回補正を組ませていただいております。

歳出の既定額に9万3,000円を追加し、歳出総額を2,680万3,000円とするものでございます。

それでは、4ページをお開きください。歳入についてご説明させていただきます。3款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金にそれぞれ9万3,000円を追加補正するもので、1節保険料還付金では後期高齢者医療広域連合会からの前年度賦課保険料還付金として9万3,000円を計上するものでございます。

歳入の既定額に9万3,000円を追加し、歳入歳出を2,680万3,000円とするもので、歳入歳出のバランスをとらせていただいております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 前年度賦課保険料還付金ということですが、還付金の発生からこれが支出、支払いがされるまでの一連の流れ、それについてご説明をお願いしたいと思います。

それから、この制度ができて去年は1年目だったということもあるかと思いますが、本来であれば還付金が発生してから支払われるべき人に支払われるまで、どのぐらいの期間がかかるのでしょうか。広域連合とのやりとりがあって、かなり時間がかかると思いますけれども、還付金の発生から支払いまでのおよその期間、どれぐらいでしょうか。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹内義博君） 還付金の関係なのですが、死亡等の場合ですが、特別徴収を社会保険庁のほうで国民年金等から二月に1回引き去りを行っております。それで、町のほうでは異動があった場合はそちらのほうに通知して、それで間に合えば国民年金等から引き去りを行うのをストップできるのですが、ただ事務的な関係で、引き去りの手続を行った場合、二月に1回の支払いということになりますので、社会保険庁のほうでは次回からの引き去りはストップできるのですが、引き去りを行った場合広域連合のほうに連絡入ります。それで、広域連合のほうで確認、保険料が入ったかどうか確認をして、それで町のほうに通知が入ってきます。それで、還付という手続の段階に入ります。それで、社会保険庁、広域連合、町という一連の流れで3カ月から4カ月程度はかかってしまうと、本人の手元にお金が戻るまでは大体3から4カ月程度かかってしまうという形であります。それで、いろんな要素のものがあまして、今回補正で予算を組ませていただいたということでございます。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） いろいろな要素があってということですが、いろいろな要素については詳しくお聞きするわけではありませんけれども、還付金9万3,000円

というのは何人分の還付金なのでしょうか。一番早くこの還付金が発生したのは、前年度の何月ごろなのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹内義博君） 現在うちのほうで押さえていますのは、8名でございます。それで、去年の秋口になられた方に対してが一番最初、古い方でございます。それで、手続関係で、たまたま予定していた支払いの方が亡くなられたということで次の方の手続をとっていた関係上、おくれてしまったということでございます。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第2号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 平成21年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第17、発議第1号 北海道の広域性・自然条件に見合ったへき地級地見直し・運用を求める要望意見書（案）の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

村山さん。

○4番（村山義明君） 発議第1号。

中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、中頓別町議会議員、村山義明。賛成者、中頓別町議会議員、本多夕紀江。

北海道の広域性・自然条件に見合ったへき地級地見直し・運用を求める要望意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

北海道の広域性・自然条件に見合ったへき地級地見直し・運用を求める
要望意見書（案）

今年3月、国の「へき地教育振興法施行規則（へき地級地基準）」の一部が改正されました。改正された国の「基準」は、北海道の持つ広域性や教育格差のない教育条件を全ての子どもに整備したいという私たちの切実な努力や取り組み願いが生かされないばかりか、

この基準を北海道に機械的に適用するなら、大幅な級地ダウンを招き、現状の都市部との格差をいっそう拡大することが危惧される内容となっています。具体的には、

- ① 「3万人以上都市近郊減点」項目の設定。稚内を中心に大幅な減点。
- ② 付加点項目の「学用品購入地までの距離（10点）」「食料品または日用品購入地までの距離（10点）」の廃止と基準点新項目「スーパーマーケット（コンビニ含む）（7点）」への読み替による減点等です。

今後、道教育委員会・道人事委員会は、国の規則を基に北海道における規則の見直しが予定されております。

私たちは、道段階における「へき地基準」の運用、級地見直しにあたっては、北海道の特殊事情を十分踏まえ、国の規則を機械的にあてはめるのではなく、次の点を基本観点に行われるべきと考えます。

- ① 過疎化の進行と共に、札幌圏を中心とする都市部とへき地の経済的・社会的・文化的諸条件の格差が拡大する中で、あくまでも教育の機会均等・教育格差の是正に資する。
- ② 他の府県にはない北海道の広域性（「県庁所在地（札幌）から395km」、「準ずる都市（旭川）から259kmの稚内」）とそこから生まれる諸条件の格差を是正する。
- ③ 他府県にはない厳しい自然条件と、そこに位置する最北端の離島がゆえの格差を是正する。

つきましては、以上の趣旨に基づき、下記の4点を強く要望いたします。

記

1. 道段階の規則改正・級地確定は、国の「へき地指定基準」を機械的に適用することなく、北海道のもつ広域性・厳しい自然条件を十分に踏まえ、運用していただきたい。とくに、
 - 1) 「3万人以上都市近郊減点」項目は、「県庁所在地又準ずる都市の中心までの距離」の加点域（120km）外の地域には適用しないなど、十分な運用を検討すること。
 - 2) 「不健康地」の上限（20点）を廃止し、区分項目毎の配点とするとともに、北海道特有の次の項目を「不健康地」の項目として独自に新設すること。

強風	ブリザード（臨休・緊急下校回数）	濃霧、塩害	流水被害	体感
温度	熊・鹿の野生動物の出没回数や被害	冬期間の道路面	凍結状況	
低気温の日数	過疎地域			
2. 基準点の「スーパーマーケット」は、制度の趣旨から学習に必要な十分な学用品、日常生活に必要な十分な生活用品が取り扱われていることを要件とすること。
3. 利尻・礼文の離島は、地理的条件から陸地との教育的格差は大きく、最低現状の級地を維持していただきたい。
4. 北海道教育委員会は、へき地級地の見直し・運用の要望を受け止め、最終級地確定までの行政課題や検討課題を各段階で明らかにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月1日、北海道中頓別町議会議長、石神忠信。

提出先、北海道知事、北海道教育委員会教育長、北海道人事委員会委員長あてにお願いします。

よろしく願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

西原さん。

○1番（西原央騎君） 不健康地の中に細かな項目が入っているのです。1点だけ質問させていただきます。クマ、シカの野生動物の出没回数や被害、これは教育という面からするとどういったマイナス点なのかなと思うので、この点どのように考えていらっしゃるのか教えてください。

○議長（石神忠信君） 村山さん。

○4番（村山義明君） 予想外の質問でして、答弁考えておりませんでしたけれども、クマとかシカがたくさん出るということは、非常に過疎地であるとか、そういうような表現を言っているのかなと、特に都会から比べて田舎であると、そういう意味で不便な地であるという印象を与えるような、そういう表現かなと思います。教育とどう関係あるかということとはちょっと違うかもしれませんが、スーパーマーケットがあるかないかとか、そういう部分で都会か田舎かと、そういうような比較をするとクマやシカが頻繁に出るといったようなことがそういう比較にもなるのかなと、そういうことで挙げているのだろうと思います。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。ありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第1号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号 北海道の広域性・自然条件に見合ったへき地級地見直し・運用を求める要望意見書は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第18、発議第2号 宗谷の実情に見合ったへき地学校の指定基準の改善を求める要望意見書（案）の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 発議第2号。

平成21年6月1日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、中頓別町議会議員、本多夕紀江。賛成者、同じく、村山義明。

宗谷の実情に見合ったへき地学校の指定基準の改善を求める要望意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

宗谷の実情に見合ったへき地学校の指定基準の改善を求める要望意見書（案）

2009年3月にへき地指定基準の見直しのため「へき地教育振興法施行規則」が改訂され、へき地教育振興法がうたう「教育の機会均等・教育水準の確保」は、北海道にゆだねられることになりました。

へき地教育振興法は、「教育の機会均等・教育水準の確保」を目的に、義務教育国庫負担制度に基づく国の財源補助システムを定めた法律であり、地方自治体や児童生徒を通わず保護者への直接補助制度でもあります。その主な内容は、学校給食への補助、児童生徒への遠距離通学費に対する補助、児童生徒の健康管理に対する補助、学校建築費補助、へき地に勤務する教職員の医療交通費補助、研修促進補助制度などです。しかし、これらの補助を実現する現行のへき地指定基準は、教育に関わる文化施設の充実面や高校・大学などの教育機関、さらに教職員の研修施設の有無など、北海道の広域性を背景にした大都市部（札幌・旭川）とへき地との格差の現状を正しく反映するものとはなっていません。

へき地教育振興法が掲げる「教育の機会均等・教育水準の確保」の実現に向け、下記の5点について強く要望いたします。

記

- 1 新基準に基づく級地見直しは、各地方教育委員会をはじめ教育関係者の意見を十分に聞きながら進めていただきたい。
- 2 級地低下による教育条件の悪化を招かないようにしていただきたい。
- 3 離島については、実情を十分把握し、すべて5級地もしくは現行級地の維持を図っていただきたい。
- 4 都市近郊の減点要素については、北海道の広域性を十分考慮し、札幌や旭川と宗谷の学校の級地指定に矛盾が生まれないよう運用していただきたい。
- 5 高度へき地の学校に対する修学旅行補助費が減額されている現状から、へき地教育振興法に基づく補助制度の見直し・改善について国へ要望を出していただきたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月1日、北海道中頓別町議会議長、石神忠信。

提出先は、北海道知事、北海道教育委員会教育長、北海道人事委員会委員長です。

以上、よろしくご審議をお願いします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第2号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号 宗谷の実情に見合ったへき地学校の指定基準の改善を求める要望意見書は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査について

○議長(石神忠信君) 日程第19、閉会中の継続調査の件を議題とします。

いきいきふるさと常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。本件について各委員長の申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査をすることに決定しました。

◎閉会の議決

○議長(石神忠信君) お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(石神忠信君) これで本日の会議を閉じます。

平成21年第2回中頓別町議会定例会を閉会といたします。

(午後 4時30分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員